

県立保土ヶ谷公園

令和8年度 事業計画書



神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチュール
共同事業体

事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- | | | |
|-------------------------------|-----------|-----|
| (1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」 | ・・・計画書 1 | P1 |
| (2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」 | ・・・計画書 2 | P7 |
| (3) 「施設の維持管理」 | ・・・計画書 3 | P9 |
| (4) 「利用促進のための取組」 | ・・・計画書 4 | P17 |
| (5) 「自主事業の内容等」 | ・・・計画書 5 | P26 |
| (6) 「利用料金の設定・減免の考え方」 | ・・・計画書 6 | P28 |
| (7) 「利用者対応・サービス向上の取組」 | ・・・計画書 7 | P29 |
| (8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」 | ・・・計画書 8 | P34 |
| (9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」 | ・・・計画書 9 | P40 |
| (10) 「災害への対応（事前、発生時）」 | ・・・計画書 10 | P44 |
| (11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」 | ・・・計画書 11 | P52 |
| (12) 「人的な能力、執行体制」 | ・・・計画書 12 | P58 |
| (13) 「コンプライアンス、社会貢献」 | ・・・計画書 13 | P64 |
| (14) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」 | ・・・計画書 14 | P71 |

＜付属資料＞

事業計画一覧表

人員配置計画

年間維持管理計画表

委託予定業務一覧表

収支計画書

常設・詳細アンケート用紙

県所有物品一覧

1 サービスの向上

計画書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 応募団体の概要

私たち「神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチュー共同事業体」は、公益財団法人神奈川県公園協会、株式会社サカタのタネ、サカタのタネグリーンサービス株式会社、株式会社オーチューの4社で構成するグループです。

グループ代表である（公財）神奈川県公園協会は、平成21年度に県立保土ヶ谷公園に指定管理者制度が導入されて以降、指定管理者として適切な管理運営を行ってきました。

平成27年度からの第三期指定管理期間において、構成団体の株式会社サカタのタネ、サカタのタネグリーンサービス株式会社、株式会社オーチューとともに、各社の専門性を活かしながら、高水準な利用環境の維持と利用者満足度の向上を目指した管理運営を行ってきました。

引き続き、グループの力を発揮し、地域とも連携しながら、本公園のさらなる価値の向上に取り組めます。

公益財団法人神奈川県公園協会 (以下「グループ代表」という。)



設立以来40年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与するため、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してきました。これまで培ってきた地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設やみどり・生物などの自然環境を着実に次世代に引き継いでいきます。また社会環境への変化に的確に対応し、「持続可能な開発目標(SDGs)へのコミット」、「未病の改善による健康寿命の取組」、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」など県の重点施策を念頭に置き、以下の運営方針に基づき、公園を持つポテンシャルを最大限活かし、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献していきます。

主な役割

- ・トータルマネジメント
- ・維持管理
- ・利用促進
- ・地域連携
- ・防災機能確保

株式会社サカタのタネ、サカタのタネグリーンサービス株式会社 (以下「サカタのタネグループ」という。)



サカタのタネは種苗メーカーとして「花は心の栄養、野菜は体の栄養」の理念のもと、世界に「栄養と笑顔」を供給する企業でありたいと考えています。サカタのタネグリーンサービスは、人々の憩いの場となる都市公園やスポーツ施設の運営管理を通じて、日々生長していく植物の魅力アップを図る「経年優化」を目指しランドスケープ空間の創造に取り組んでいます。また天然芝生グラウンド造成から維持管理を担った「横浜国際総合競技場(日産スタジアム)」では「Jリーグベストピッチ賞」を4回受賞するとともに、公園管理においても都市公園等コンクール審査委員会特別賞(管理部門)など、高い評価をいただいております。引き続き、これらの技術力を本公園においても発揮していきます。

主な役割

- ・硬式野球場、サッカー場のグラウンド管理
- ・花壇植栽計画策定・実施

株式会社オーチュー (以下「オーチュー」という。)



昭和60年創業以来、官公庁施設や民間施設における様々な施設等の維持・運営・管理を着実に実施してまいりました。国際規格であるISO9001(品質マネジメント)、ISO27001(情報セキュリティマネジメント)、ISO14001(環境)の認証を受け、企業体質の強化を図りながら安全・安心の確保、高品質なサービスの提供、持続可能な社会に貢献すべく取り組んでいます。本公園においては、特に駐車場やプールの管理運営のプロフェッショナルとして、現管理者としての経験や、高い評価をいただいている県立辻堂海浜公園など様々な施設における実績とノウハウを活かし、安全を最優先としたサービスを提供していきます。

主な役割

- ・駐車場管理
- ・プール管理

イ 本公園における主な実績（前指定管理期間）

県業務評価	平成 30 年度の県業務評価において「特に優良」の評価を拝受。 （高評価を受けた取組：「維持管理基準以上の取組みによる質の高い維持管理」、「運動施設を活用した天体観測教室等の実施」、「関係機関との連携による様々な防災訓練の受入・参加」等）
提案を上回る公園利用者数	第三期指定管理期間の目標利用者数である「5 年間で 10%増の 80 万人」を達成。 （平成 29 年度：約 83 万人、平成 30 年度：約 81 万人の利用実績）
提案を上回る利用料収入	スポーツを「する・みる・ささえる」視点により、個人・競技団体の活動の支援を行うとともにスポーツ大会等を誘致するなど、運動施設の利用活性化を図り、平成 27 年度～平成 30 年度の利用料金収入は提案額を上回った。
恵まれた競技環境を高水準に維持していることによる大規模大会での利用（令和 3 年度）	・サッカー場 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「オリパラ」という。）「サッカー競技」の公式練習会場として使用 ・硬式野球場 例年横浜スタジアムで開催される高校野球神奈川大会の準決・決勝戦を開催

ウ 次期指定管理期間の総合的な運営方針、考え方

私たちは、県立保土ヶ谷公園の管理運営を通じて、県民、地域、団体等とのパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、自然環境やみどり等を次世代に引き継いでいきたいと考えています。

これまで培ってきた地域や団体等との連携やグループ各社の持つ経験や高い専門性を活かしながら、「安全で快適な利用空間の提供」、「効率的・効果的な管理運営」、「より高い公益性の発揮」を運営の柱として、県民にやすらぎと活動の場を提供します。

また、グループ代表が平成 30 年に行った「SDGs 宣言」や県の施策である「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」を踏まえた管理運営を行うほか、スポーツを取り巻く環境の変化、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症対策等の安全・防災面のニーズの高まりなど、社会環境への変化に的確に対応し、公園のインフラとしての価値向上と利用者満足度の向上を図るとともに、本公園や地域社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

安全で快適な利用空間の平等な提供

県立都市公園は県の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらし、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

効果的・効率的な管理運営

本グループの構成員の専門性や複数の公園を管理するスケールメリットを活かし、効果的・効率的な管理運営に努めます。

より高い公益性の発揮

社会的要請の変化、県の重点施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

◆地域と「ONE TEAM」となった管理運営による魅力向上

管理運営にあたっては、私たちがこれまで築いてきた公園利用者や地域、行政機関、様々な団体との“絆”を「ONE TEAM」として発展させ、それぞれの立場を尊重しながら、一体となって取り組み、公園や地域の魅力向上を目指します。



(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値や特性

唯一の県立運動公園として、野球場、サッカー場、ラグビー場、体育館、テニスコート、プールなどの質の高いスポーツ環境が整備されており、市民スポーツからハイレベルな大会まで幅広く利用されるとともに、県民の健康増進とスポーツの普及に寄与する場として整備されています。また、都市の中の身近な自然空間として、都市に残された貴重な樹林地や豊富な自然環境を活かし、公園利用と環境保全のバランスに配慮しながら、県民とも協働した自然環境の保全や生物多様性の確保に取り組む場としての機能を有しています。

園内には、様々な広場や遊具が設置され、「かながわの花の名所 100 選」に選定されるウメをはじめとした花木が立ち並び、敷地内には「かながわアートホール」が位置するなど、県民のやすらぎ、レクリエーション活動、文化活動など、多目的利用に供する場として親しまれています。さらには、災害時の「広域避難場所」、「広域応援活動拠点」に指定されるなど、地域の防災拠点としての重要な役割を担っています。

イ 本公園の管理運営方針

(ア) 管理運営方針

～スポーツやみどりを通じて、誰もが楽しめる「ヘルシー&インクルーシブ」パーク～

次期指定管理においては、唯一の県立運動公園としての価値をさらに高めていくため、オリパラやラグビーワールドカップ 2019 日本大会™のレガシー継承、With コロナ時代における安全安心の確保、共生社会の視点の導入をはじめ、「スポーツ・健康を取り巻く社会環境の変化」(詳細は次頁参照)など、時代のニーズや課題にも積極的に対応していきます。

上記の本公園の特性を踏まえた4つのミッション(取組の方向性・分野)を設定します。そのうえで、ミッション毎及びミッション間を連携しながら、子どもから高齢者、障がい者などの誰もがより気軽に参加・活動・交流できる機会の拡充を図ります。それにより、県民の心身の健康づくりをさらに促進し、豊かな暮らしを実感していただけるよう取り組んでいきます。

スポーツやみどりを通じて、誰もが楽しめる「ヘルシー&インクルーシブ」パーク



※スポーツ・運動を取り巻く社会環境の変化

スポーツ・運動を取り巻くライフステージ毎の主な課題

子供から高齢者、障がい者までスポーツ・運動の習慣化による生活習慣の改善により未病の改善が求められている。

- ・子ども、学生の体力向上・スポーツ参加機会の充実
- ・「働き盛り・子育て世代」のスポーツ・運動機会の充実
- ・人生 100 歳時代を迎える中、高齢者の社会参加を兼ねたスポーツや健康増進機会の充実
- ・障がい者のスポーツ・運動の実施率向上
(参考：神奈川県スポーツ推進計画)

コロナ禍における健康意識の高まり

- ・新しい生活様式における活動制限・運動不足の長期化による「健康二次被害」を予防するため、免疫力の向上、心身の健康維持に対する意識が高まっている(スポーツ庁調査)
- ・全国の運動実施率が全国で 59.9%と、過去最高を記録。ウォーキングや体操などに取り組む人が増加傾向にある
(2021.2.25 スポーツ庁発表)

(イ) ミッション毎の実施方針

ミッション1 「する・みる・ささえる」でみんな楽しく「スポーツや健康増進」を



唯一の県立運動公園として恵まれた競技環境を高水準に維持するとともに、スポーツ機運の高まりの維持・向上に資するため、「する」、「みる」、「ささえる」といった側面からスポーツ振興の取組を継続します。新たに、スポーツ・運動を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、競技スポーツの体験機会や誰もが気軽に行えるスポーツ・運動の機会を拡充し、さらには、オリパラを契機としたインクルーシブスポーツの普及啓発等に取り組みます。

<誰もが楽しく参加できる競技スポーツを体験する機会の拡充>

- ・トップアスリート等と連携した親子を対象とした野球・サッカー教室等の充実
- ・インクルーシブスポーツの充実(ボッチャ大会、トススペースボール大会、グラウンドゴルフ大会)
- ・プロ選手の迫力を身近に感じられるオープスタジアムの継続(野球、サッカー、ラグビー) 等



<誰もが気軽に取り組める健康増進プログラムの拡充>

- ・ と連携した健康体力づくり教室、ウォーキング教室※1 の開催 **【NEW】**
- ・園内に3種のウォーキングコース※1を設定(ファミリーコース、健脚コース、インクルーシブコース) **【NEW】**
- ・地域団体と連携した かるがもファミリーマラソン大会、ノルディックウォーキング教室※1 の継続

※1 ウォーキングによる健康づくりの促進

気軽に行える「3033 運動」の中でも最も人気の高いウォーキング。有酸素運動による免疫力・基礎体力の向上効果も期待できる。本公園の豊富な自然・みどりの中で散策しながら行うことで、健康増進のきっかけづくり、習慣化、高齢者の生きがいづくり等を促進する。

ミッション2 自然とみどりを守り、育て、活かして、「公園の魅力アップ」を



園内には梅園、池流れ、樹林地など豊富な自然環境や四季を感じられるみどりが溢れています。自然を守り、みどりを育て、県民の癒し空間としての魅力向上を図るため、これまで取り組んできた花による季節毎の見どころづくり“四季彩のブロムナード※2”をサカタのタネグループや花木の専門家のノウハウを活かし充実するほか、カワセミ等が飛来する池流れ(上池)では生物多様性に配慮した管理を行います。また、ボランティア、地元高校、福祉施設等の活動・交流の場として提供するほか、園内各所の見どころづくりに併せて散策・ウォーキングの環境を整え、自然・みどり環境の中での心身の健康増進を図ることができる場としても活用します。

＜『四季彩のブルムナード』の充実＞

- ・サカタのタネグループのプロデュースによる花壇植栽計画の策定・実施、経年劣化により休止中の噴水広場の花修景 **【NEW】**

- ・樹木医と連携した「ウメ」、「サクラ」の樹勢診断・対応

※2 園内「イチヨウ坂」から「花見台広場」までのエリアに、季節毎の花々を植栽し、年間を通じた彩を魅せる取組

＜池流れの生物多様性に配慮した管理・活用＞

- ・地元保育園の体験学習としてプールのヤゴ等の保護
- ・池流れ（上池）を地元高校の生物多様性保全活動の場として提供 **【NEW】**

＜自然・みどりを活かした活動・交流機会の充実＞

- ・自然観察会「SDGs ネイチャーゲームウォークラリー」の実施 **【NEW】**
- ・花壇ボランティアとともに植栽体験会を実施。地元企業のCSR 活動の場として提供 等



ミッション3 「憩い・交流機会」の充実と「共生社会づくり」への貢献を

憩い・交流



子どもから高齢者、障がい者等の誰もが本公園を身近な憩い・活動・交流の場として利用していただくため、引き続き、地域と連携し、季節に応じたプログラムを園内全域を活用しながら実施します。特に、子育て世代や障がい者等がより快適に利用していただけるよう取組を強化します。

＜地域連携による大規模イベントの開催＞

- ・梅まつり、みんなのパークフェス、保土ヶ谷区民まつり等の開催

＜子育て支援の充実＞

- ・子育てイベント（乳幼児・親を対象とした遊び・親同士のコミュニティづくり） **【NEW】**

＜文化活動の促進＞

- ・[] 開催、県民提案型ギャラリーの継続
- ・[] 連携した食育の普及啓発、免疫力を高める食材やレシピの紹介 **【NEW】**

＜「ともに生きる社会かながわ憲章」に連動した取組＞

- ・[] と連携した身障者目線での施設点検 **【NEW】**
- ・誰もが参加しやすい花壇植栽活動等の充実



ミッション4 頻発する災害に対応した「防災機能の強化」を

防災



市街地の人口密集地における貴重なオープンスペースでもあることから、「広域避難場所」、また、発災時に緊急消防援助隊が被災地の近隣で円滑に救助・救出活動を進めるための「広域応援活動拠点」に指定されており、平成30年には横浜市総合防災訓練の会場として、令和元年・2年にはスポーツの国際大会を想定したテロ対策訓練が実施され、本公園も訓練に参加しています。日常から関係機関と連携し、防災活動に取り組んでいます。

引き続き、県・横浜市と連携し防災体制を整えるほか、地域と連携した自主訓練等により防災意識の向上を図るなど、防災拠点としての機能強化に取り組めます。

＜県・横浜市等と連携した防災訓練の実施＞

- ・横浜市消防、[] と連携した硬式野球場での合同避難訓練
- ・パラスポーツ団体と連携した避難訓練の実施 **【NEW】**
- ・ほどがやわくわくわんぱくパークと連携した楽しみながら防災意識の向上を図るイベントの実施 **【NEW】**



＜災害に備えた体制の整備＞

- ・災害用備蓄品の更新、衛星電話・IP 無線機の定期的な通信訓練、電気自動車と電源取出し装置の配備
- ・避難者や消防隊等の受入に備えた日ごろからの施設・設備点検（管理事務所、体育館、運動広場等）

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

◆ 平等な利用の確保

子どもから高齢者、障がい者、外国人などの利用者や、地域団体、ボランティアなど様々な方が公園や運動施設を利用されます。引き続き関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者の責務に基づき公平平等な利用を確保します。

- ・利用ルールの徹底
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインへの取組
- ・より多くの方に利用していただくための情報発信

◆ 安全安心な利用空間の提供

利用者が安全・快適に過ごせるよう、各施設の機能や利用目的に応じた適切な維持管理を実施します。

多くの方が利用する広場等の芝刈り・草刈り作業について、利用状況や生育状況に応じ適切に管理し、快適性の向上に取り組みます。

様々な方が利用される便益施設（トイレ、ベンチ、園路広場等）においても、快適性や安全安心に十分配慮し、巡回・清掃・点検・修繕を的確に実施することにより、事故や怪我等の未然防止に努めます。

また、感染症対策として、必要に応じ、運動施設等の消毒作業を利用者にも協力していただきながら適切に実施します。

◆ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

本公園の管理運営にあたっては、地域との関わり、連携が大変重要であると考えています。そのため、公園モニターや利用者アンケートの活用はもとより、日頃から利用者や地域住民の声をしっかりと受け止め、業務改善に反映していきます。また、周辺の自治会や近隣の学校、利用団体とのつながりが強く、イベントや防災訓練などにも積極的に参加していただいています。地域の一員として、協力体制を維持・向上しながら地域一体となった公園づくりを進めます。

◆ 競技団体等の声を反映した運動施設の利用調整

毎年延べ 2,500 件を超える団体が運動施設を利用します。これらの膨大なニーズに応えつつ、公平平等な利用機会を提供するため、定期的に利用いただいている競技団体の出席のもと「利用調整会議」を開催するなど、各種大会スケジュールの調整を行っています。

また、スポーツ大会が安全かつ円滑に開催できるよう、事前準備や当日の対応等について綿密な打ち合わせを継続します。

引き続き、競技団体の声を反映しながら、より良い運動施設の管理運営を行います。

◆ 環境に配慮した管理運営

私たちは環境に配慮した管理運営を行うとともに、環境に対する利用者への普及啓発に取り組むなど、環境負荷の軽減や生物多様性の保全等を推進します。

- ・再生可能エネルギー率の高い「特定規模電気事業者」との契約による温室効果ガス削減の取組
- ・グループ代表の「環境マネジメントシステム」の PDCA サイクルによる継続実施
- ・ごみの分別・減量を呼びかけ（硬式野球場での大規模大会時に限りゴミ箱を設置）
- ・池流れ（上池）の生物多様性に配慮した管理
- ・「SDGs ネイチャーゲームウォークラリー」イベント等を通じた利用者への普及啓発
- ・再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園においては、高品質な運動施設の維持や、常に安全で快適な利用環境を確保するため、きめ細やかな、かつ効果的・効率的な管理が求められており、本公園の特性を熟知した本グループが直営により行うことを基本とします。

業務委託は、法律等に基づく業務、専門技術・資格等を要する業務、高所作業等の業務、繁忙期の業務補助等を基本とし、委託先は、一部専門業務を除き、できる限り市内中小業者や障害者就労施設等を選定します。

【具体的な委託業務内容】

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理 由	発注者例
植物管理	高木管理	高木の剪定業務、危険木処理等	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため	地元造園業者
	草地管理	芝刈作業、エアレーション業務等	機械による芝刈作業等	広範囲に集中して人員を投入するため	地元造園業者 NPO 法人
	草花管理	花苗生産委託	花苗生産委託	高品質な花苗の調達	〃、生産農家
施設管理	法定点検 定期点検	電気工作物、建物点検、自動ドア、遊具、エレベーター、プール機械室内ろ過機点検、プール券売機等の点検	電気事業法による法定点検や建築基準法・遊具指針などによる点検等	・法律の定めに基づき実施するため ・専門的技術を要するため	専門業者
	野球場等 管理	硬式野球場、サッカー場等のグラウンドクレイ管理、芝生管理等	グラウンドクレイ管理、芝生管理等	専門的技術を要するため	専門業者
	警備業務	宿直警備 巡回警備 特別警備	管理事務所での宿直警備 公園内の巡回警備 高校野球大会交通誘導警備	免許・専門的技術を要するため	専門業者
清掃管理	設備清掃	建物等清掃・点検	建物等清掃	専門的技術を要するため	専門業者
	園内清掃	園路・広場清掃	ゴミ拾い	障がい者の就労支援に資するため	障がい者就労施設
	ゴミ処理	ゴミ・残材搬出	ゴミ・残材搬出	免許を必要とする業務であるため	専門業者

◆委託先の選定方法

・グループ代表

委託先の選定は、競争性・透明性・公平性の確保と、業務の品質確保の観点から公募型競争入札を基本とし、選定手続き等を定めた協会の諸規程に基づき適正に行います。幅広く入札に参加できるように、募集内容をグループ代表の Web ページや業界紙等で周知するとともに必要な見積もり期間を確保します。一部の専門業務を除き、地元優先の地域要件を設定し、原則、県の競争入札資格参加者名簿に登録され、業務に必要な免許・資格や豊富な経験業務を有するものから選定します。

・サカタのタネグループ

特に高品質な管理が求められる硬式野球場・サッカー場のグラウンド・芝生管理の一部について、豊富な管理実績や専用の管理機械等を保有する県内業者に委託します。また、花苗について、

や地元農家の方々に生産を委託します。

・オーチュー

地域企業を優先し、市内業者に見積もりを取り、安価かつ、確実に履行する事を前提とした業者に委託しています。専門的な業務や資格を有する業務については、メーカー等に委託します。

・各社共通

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業所税等を適切に納付している者から選定し、委託先の信頼性や業務水準を確保します。

◆県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通し迅速かつきめ細かい対応が可能であり、地域経済への貢献や地域連携の視点からも引き続き県内中小企業等（※）への委託を原則とします。

また、地域雇用の確保や社会的ニーズへの対応の観点から、必要に応じて地元の非営利活動団体、障がい者就労施設等へも委託します。

※「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者
本公園における委託実績（令和元年度）

事業所所在地	件数（件）	金額（千円）
神奈川県内 （内、横浜市内）	64 (46)	62,138 (54,682)
神奈川県外	9	18,326
計	73	80,464

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、障がい者の自立支援に引き続き取り組みます。

（令和元年度グループ代表実績：8,784 千円）

本公園における障害者就労施設等からの調達実績（令和元年度）

事業所所在地	件数（件）	金額（千円）
横浜市内	3	140

（その他、園内イベント開催時や売店等において、生産物の販売場所を提供）

※効果的・効率的な管理を行うため、植物管理等の業務を直営により行うことを基本としています。直営作業にかかる人件費は付属書類「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園は「運動施設のゾーン」、「緑地保全のゾーン」、「多目的利用のゾーン」、「地域文化拠点ゾーン」、「防災機能のゾーン」に区分されており、ゾーン毎の管理運営方針を十分に把握した上で、設定したミッション毎の特性・課題、利用者ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理に取り組みます。

ア 本公園の特性と維持管理上の課題

◆県立公園唯一の運動公園

▷特性 高校野球の「聖地」として知られる硬式野球場をはじめ、プロチームの試合にも使用される天然芝のサッカー場、人工芝で多目的に利用可能なラグビー場、テニスコート、体育館、プールなど良好なスポーツ環境が整っており、スポーツの普及啓発の場として重要な役割を担っています。



▷課題

◆貴重な自然環境の保全とみどりの増進

▷特性 市街地における貴重な樹林地が存在し、緩衝緑地としての役割や、生物類の生息地としても重要な役割を果たしています。自然環境を適切に保全、鑑賞するのみでなく、環境教育の場として活用する場にもなっています。また、「かながわの花の名所100選」に選定されている梅園のウメや四季を彩る花壇の草花等、四季折々の花々を「四季彩のpromenade」として修景し、県民の憩いの場としても活用されています。



▷課題

◆レクリエーション・コミュニティの場

▷特性 ピクニック広場、園内各所に設置された遊具などのレクリエーション機能も充実し、安らぎや憩いの場、日々の健康づくりの場としても親しまれています。また、カフェに併設するギャラリーや、敷地内の「かながわアートホール」を中心に、文化活動の拠点としても利用されています。



▷課題

◆地域の防災拠点

▷特性 本公園は市街地の人口密集地における貴重なオープンスペースでもあることから、「広域避難場所」、また、発災時に緊急消防援助隊が被災地の近隣で円滑に救助・救出活動を進めるための「広域応援活動拠点」に指定されており、地域の防災活動の拠点となっています。



▷課題

イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

公園の様々な特性や機能を十分に活用・保全するため、以下の重点的取組を実施するほか、園内及び公園周辺の樹林地や急傾斜地の安全管理、多くの子どもたちに利用される遊具の不具合箇所の早期発見・修繕による事故の未然防止、利用者目線に立った丁寧な案内業務、防災機能の維持・向上のための設備等の定期点検業務など、適切な維持管理を継続します。

◆管理運営のプロフェッショナルによる高品質な運動施設の維持・向上

- ・硬式野球場、サッカー場等のグラウンド管理は、サカタのタネグループのノウハウを活用した維持管理を継続し、安全かつ高品質な競技環境を確保。また、オリンピックサッカーの公式練習会場となる本公園、
と連携し、最新の芝生管理技術のノウハウを共有し管理に反映
- ・プールは、利用者の安全と衛生管理が最優先となる施設であり、本公園及び他施設の管理において管理瑕疵での無事故実績を継続中のオーチューによる管理を継続
- ・ラグビー場、軟式野球場、少年野球場、テニスコート、体育館は、長年の管理ノウハウを蓄積したグループ代表による適切な管理を継続。また、硬式野球場、サッカー場、プール管理のマネジメントと必要に応じた管理を継続

◆四季の花々による美しい癒しの空間づくり

- ・「四季彩のpromenade」の魅力向上のため、サカタのタネグループの監修のもと、修景スポットを増やしpromenadeとしての連続性をより高めるとともに、季節毎の良好な花々が楽しめる美しい癒しの空間づくりに取り組む
- ・樹木医等と連携し、ウメ・サクラの樹勢回復や病虫害の予防措置を行い、豊かで美しい景観の維持・向上に努める

◆安全・快適な活動・交流の場の提供、生物多様性にも配慮した管理

- ・運動施設を含む各施設について、特性や利用目的に応じた適切な維持管理により誰もが安全・快適に活動、交流できる環境を提供する。また、各施設の適切な点検や小破修繕を行うとともに県とも連携した施設の長寿命化に取り組む
- ・と連携した身障者目線によるバリアフリー施設・設備の点検
- ・池流れは、水景施設でもあり生物にとっても貴重な水辺環境である。生物多様性に配慮した管理を行うとともに、地元高校の環境学習フィールドとしても提供

※新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 管理運営のプロフェッショナルによる高品質な運動施設の維持・向上

常に高品質なプレー環境を確保するため、利用日毎の巡視点検によりグラウンド等の状況を把握し、コンディションに応じた適切な維持管理を継続します。

◆硬式野球場

▷特性 高校野球県大会（春・夏・秋）、独立リーグ、大学野球、女子ソフトボールの舞台として知名度が高い施設です。一般利用者の利用を含め、土日祝日の利用率はほぼ100%のため、常に良好なプレー環境を提供する必要があります。

▷管理ノウハウ・管理実績

- ・他の施設では例が少ない
によるきめ細やかな管理を実施。これにより競技や利用団体毎の利用方法に合わせた管理が可能
- ・外野芝生地のポジション部分は損傷が激しくなるため、公園独自の取組として
良好な環境を整備。また、損傷が激しい箇所は順次、
たことで不陸が解消され、イレギュラーバウンドを防止
- ・内野グラウンドについても
イレギュラーバウンドを防止



- ・ [] したことで、 []
- ・ きめ細やかな管理により、他の球場と比較し水はけが良い。そのため、高校野球大会期間中は、雨天後に他球場が利用できない場合は本公園の利用希望が増える傾向。 []
- ・ サカタのタネグループは [] し、植替え作業のスピード化やスタッフの負担を軽減
- ・ []

▷次期の取組

上記のノウハウを活用しながら、基準以上の管理を行います。（カッコ内は基準）

◆サッカー場

▷**特性** 天然芝のサッカー専用グラウンドとして、オリンピックサッカーの公式練習会場や、国際大会（クラブワールドカップ）やＪリーグプロチームの練習場にも指定されており、特に高い管理レベルが求められています。また、一般利用者はもとより、初めて天然芝に触れる子どもたちにも上質なグラウンドを提供し、サッカーを始める契機となるような環境づくりも必要であると考えています。

▷管理ノウハウ・管理実績

- ・ 硬式野球場同様、[] きめ細やかな管理を実施
- ・ 均一な芝生密度や芝丈を維持するため、生育状況による []
- ・ 芝生状況（生育・気象・利用）を鑑み、作業内容や日程を調整し、エアレーションや病虫害の予防措置等を適切に実施



- ・ [] 芝生の損傷度合いにより [] 損傷した芝が回復しやすいよう工夫。これにより、本サッカー場は年間約530時間もの利用を可能としている（令和元年度実績）

▷次期の取組

上記の取組に加え、[] と最新の管理技術を共有する体制 [] を構築し、[] さらに高品質な利用環境づくりに取り組みます。【NEW】また、次のとおり基準以上の管理を行います。（カッコ内は基準）

以下、各運動施設の管理にあたっては、硬式野球場、サッカー場と同様、長年の管理ノウハウを活かし、利用状況、グラウンドコンディション、天候等に応じた柔軟な管理を実施し、最適なプレー環境の確保と利用者の満足度を高めていきます。

施設	特性・課題	維持管理のポイント
ラグビー場	・ 県内でも数少ない人工芝ラグビー場として定着し、ラグビーはもとよりサッカーなど他の競技でも利用 ・ グラウンドゴルフやラクロス、学校等の体育祭等、多様な利用がある ・ 競技の特性を考慮し、大会の運営や観客席も支障なく利用できるよう、クラブハウスや観客席の機能の確保が必要 ・ 平成30年度にスコアボードが更新され、遠隔操作が可能となり、常に適切に利用できるよう機器の点検が必要	・ プレーに最適な [] ・ [] コンディション維持や利用者の怪我等を防止 ・ 多様な競技種目に対応するため、均一な人工芝の管理や、競技用備品類の適切な管理・メンテナンス・補充等を実施 ・ シャワー室や更衣室、スタンド観客席などは毎週の清掃、利用日毎の消毒を実施し、常に清潔で快適な環境を提供

軟式野球場・少年野球場	・特に土日祝日は、少年から大人まで県・市レベルの大会が開催されるなど、利用頻度が高い ・幅広い年齢層が安全に利用できるよう適切な維持管理が必要 ・軟式野球場は、場外への打球飛来が頻発し、近隣住民等に影響するため、防止対策が求められている。引き続き県とも連携を図りながら対応することが求められる	・特に週末の利用コンディションを確保するため、両野球場とも、整地・芝刈を実施 ・短い時間で効果的に、きめ細かなメンテナンスを行うため、整備作業は ・降雨後はグラウンドの水はけ状況をこまめに確認し、利用の可否を的確に判断 ・軟式野球場の「木製バット限定使用ルール」の徹底し令和2年10月より運用開始 ※詳細は計画書7(1)ウ参照
プール	・施設内には25mプール、ウォータースライダー、幼児プール等があり、毎年25,000人前後の利用がある ・特に子どもの利用が多いことから衛生管理はもとより、安全を重視した維持管理が求められる ・具体的には、水質管理、更衣室など、こまめな点検・メンテナンス・清掃を行い、混雑時でも安全快適に利用できるように、徹底した衛生管理、事故を未然に防ぐための点検、巡視等の安全管理や防犯対策が必要	オーチューの豊富な管理実績を活用し運営 ・更衣室やトイレは ・監視、繁忙期の監視員を増員し安全強化 ・残留塩素の測定は ・開場前点検及び解放前の ※実績として管理瑕疵による事故発生無し ※プール営業時の安全管理及び事故防止対策は計画書8(1)イ参照
テニスコート	・老若男女問わず人気の施設であり、稼働率が非常に高いため、コート面の損耗には十分な注意が必要 ・定期的な整備・点検やこまめな清掃により、快適な利用環境の維持が求められる	台風などの大雨・強風後や落葉時期は、コートの状況に応じ、適宜清掃を実施
体育館	・平日も利用率が高いため、利用にあたっての安全性確保や各設備の清掃を徹底し、機能性の維持が必要 ・年数経過とともに老朽化が進み、台風や大雨の後には、運動室をはじめ、雨漏り等が発生することもあるため、転倒防止のための点検・床清掃が必要	・清掃・点検を実施。不具合箇所は早期の修繕等に対応するが、必要に応じ県と連携して修繕策を検討 ・利用前の点検及び利用後のモップかけ等の清掃と定期的なワックス掛けを実施し、利用者の安全性の確保に努める

イ 適切な保守点検・小破修繕の実施による施設の長寿命化

(ア) 適切な点検・小破修繕による施設の長寿命化

日常の巡視・点検、他施設からの情報等により点検、異常箇所の早期発見、予防修繕、応急処置、早期の修繕に努め、不具合の芽を摘み取る維持管理に努めます。

また、県の長寿命化計画を踏まえ、点検・診断・措置・記録を実施するとともに、年1回の現地スタッフ以外のスタッフを含め、様々な視点による施設点検を行います。

(イ) 適切な保守点検等の実施

各運動施設の付帯設備の確実な法定点検（計画書14(1)ウ参照）、定期点検、日常点検等を実施します。

花見台広場、アスレチック広場など、園内各所に設置される遊具施設・健康遊具は、目視・打診・触診による点検を行うとともに、遊具修繕履歴の記録・保管、専門業者による定期点検を実施します。

また、防災機能を十分に発揮するため、自家用発電機設備や各消防設備等の日常・定期点検を実施し災害時は円滑に活動できるよう備えます。

(ウ) **と連携したバリアフリー施設の点検【NEW】**

より多くの障がい者に、憩い・活動していただく場としての充実を図るため、**と連携し、身障者の視点によるバリアフリールート、みんなのトイレ等の施設点検を行います。また段差の解消、簡易な手すりの設置等小規模なものについては速やかに対策を講じます。**（令和4年度実施予定）

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 安全で快適な利用環境を提供するための清掃（清掃業務の実施方針）

園内全域、管理事務所・資料展示館等の清潔さを保つため、日常清掃や定期清掃を実施するほか、スタッフが園内の巡視等を行う際に、各広場や園路のゴミ拾い、簡易清掃の実施、繁忙期等には管理基準以上のトイレ清掃を行うなど、美観の維持に努めます。

また、地域と連携した毎月の園内一斉清掃や、**と定期的な合同清掃を行います。**

新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）。

イ 適切な利用受付の実施と円滑な大会運営の支援（受付・案内業務の実施方針）

管理事務所の受付窓口には、各運動施設の利用者から子供、高齢者、障がい者、外国人等様々な方がお越しになりますが、その誰もが安全安心に公園をご利用いただけるよう、親切・丁寧に対応します。

【清掃業務の重点事項】

トイレ清掃：設置から年数が経過し、使用頻度も高いため、一部、外観及び設備に経年劣化が見られる。利用者のトイレの清潔度に対する満足度は比較的高いため、引き続き、適切な清掃、衛生管理、美観の維持に取り組む

特に運動施設の利用受付については「e-kanagawa 施設予約システム」への利用登録、予約そして当日の利用に至るまで丁寧にサポートします。また、大会利用をはじめ多くの競技団体等の利用希望に対応するため、競技団体等も出席する「利用調整会議」を通じ、公平・平等でより多くの方に利用いただくためのスケジュール調整を行います。予約後から当日の利用までは、本公園の専門的な知識と経験を持つスタッフが各競技団体等と大会運営に関する綿密な打ち合わせを重ね、当日のタイムライン、観客席等の開放時間、準備品、グラウンドの灌水時間等を把握し対応する等、円滑な大会運営の支援を行います。

新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）。

ウ 安全確保と周辺地域に配慮した警備の実施（警備業務等の実施方針）

安全安心な利用と防犯対策に取り組むため、スタッフによる日常パトロールや警備員による夜間巡回警備について、24時間365日の巡視・警備体制を確保します。

高校野球大会時、大規模イベント時等には、警備員を増員し、渋滞対策や安全確保に取り組みます。

また、プール営業期間中、ゴールデンウィーク期間や夏休み期間等は、昼夜の巡回警備の回数を増やし事故・防犯対策を強化するほか、日ごろから地元警察や消防等との連携はもとより、地元自治会による自主的なパトロール協力など、地域の方々に見守っていただく関係を構築し、犯罪や事故の防止に努めます。

- ・ルール・マナー遵守の呼びかけ（犬のノーリード、マスク着用等）
- ・ゴミ放置や不法投棄、放置自転車・バイク、落書き、破壊行為などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼び込まない雰囲気づくり
- ・剪定及び下枝処理を適切に行い、植込み、樹林地内や林縁部等の死角の解消

※防犯対策は計画書8(1)ウ参照

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア 四季の花々による美しい癒しの空間づくり

これまでグループ代表は、年間を通して花壇や花木による見どころづくりとして、「四季彩のプロムナード」に取り組んできました。サカタのタネグループのノウハウによる花壇修景と、樹木医等専門家との連携による花木の健全化等さらなる魅力向上に取り組みます。



◆梅園（ウメ）

▷特性・課題

「かながわの花の名所100選」としての花見の名所であり、早春のにぎわいづくりの核となっています。

一方、植栽されてから年数が経過し、植栽間隔の高密度化や[]が課題であり、中長期的な樹勢回復を念頭に置いた適切な育成管理が求められています。



▶維持管理のポイント

- ・樹勢の維持・回復のため、本[]による定期的な生育状態のチェック、計画的な樹勢回復[]を実施【PowerUP】
- ・景観や樹勢に配慮した上での計画的な間伐や、花芽を目線まで下げる剪定を実施

◆花壇、流れ・園路周辺の花修景

▷特性・課題

本公園の花壇は各所に点在しているため、メリハリをつけた管理が必要であり、特に、A 駐車場から B 駐車場にかけてのメイン園路に面した花壇や植栽は、多くの方々の目に触れることから、四季を通じて魅力のある花壇管理が求められています。



▷維持管理のポイント

- ・サカタのタネグループのプロデュースによる彩りのある花修景の充実【PowerUP】
管理コストも考慮し、サカタのタネのオリジナル品種やノウハウを活かした花修景を展開
- ・経年劣化により休止中の噴水広場での花修景（かながわアートホール前の整形式の構造を活用し、草花類による修景を提案）【NEW】
- ・「池流れ・下池」における“花いかだ”の設置、「八ッ橋」周辺のシャガ、シュウメイギク等の植栽による四季を感じとれる空間づくり【NEW】
- ・公園の資源を最大限に活用し、専門家と連携したアジサイの名所づくり（アジサイ広場（仮称））【PowerUP】
- ・既存花壇の花材料を一年草から、四季を通して様々な魅力ある花が楽しめる宿根草類に移行し、材料費や植替え手間の軽減と管理費の抑制
- ・花壇ボランティア、企業の CSR 活動、花壇植栽イベント等、地域による花壇管理活動を促進するため、日ごろから開花状況に合わせた適切な管理を実施

【実例】 花見台花壇（3ヶ所）について、一年草を主体の草花からの移行や既存花木・宿根草の古株の更新を兼ねて、長い期間開花が楽しめるよう多種の宿根草類の花壇に変更しました。

◆サクラ、イチョウの適切な管理

本公園の景観を彩るサクラ・イチョウは全体的に大木化・老木化になっているため、新たに樹木医や専門業者と連携した樹勢回復に取り組みます。

また、台風等の自然災害に備えた前後の巡視や、県と連携し市道沿いのイチョウ並木の車道限界値までの剪定を計画的（3～4年毎）に実施するなど、利用者はもとより、歩行者、通行車両等にも配慮した管理を行います。

イ 都市部に残された貴重な樹林地の管理

本公園の樹林地は主に外周沿いの傾斜地に存在し、市街地との緩衝緑地として重要な役割を担っていますが、構成している樹木の多くが高木化、高密度化しています。中には土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所もあり、住宅地に多く隣接しているため、枯損木や被圧木の倒木、枝折れ等により被害を及ぼすことも懸念されます。

引き続き、経験豊富なスタッフや専門業者が定期的に巡視を行い、倒木や枝折れ、その可能性がある樹木を確認し、必要に応じた被圧木や枯損木の処理、枝下ろしを行います。また、本公園のシンボルツリーでもあるタブノキ（推定樹齢200年以上）は林縁部に生育しており、周囲の樹木の被圧により一部生育に支障が生じています。タブノキの健全な生育に努めるため、周囲の雑木等の除去や樹勢の維持・回復を継続的・中長期的に取り組みます。

ナラ枯れ対策として、ナラ枯れ病を媒介する「カシノナガキクイムシ」を[]設置し、その効果を見ながら防除対策を進めていきます。【NEW】

上記の取組について、適宜[]のアドバイスを受けながら、効率的かつ効果的な点検・施工方法を取り入れ、適切な維持管理に努めます。

本公園としての対応が困難な場合は、県横浜川崎治水事務所に報告・相談を行いな

から対応します。（関連：計画書 8 (2) 参照）

ウ 安全・快適な活動・交流の場の提供、生物多様性にも配慮した管理

◆県民の憩い・交流の場としての広場等の管理

ピクニック広場・にぎわい広場等の各広場は、多くの家族連れ、小学校・幼稚園等の遠足等、誰もが憩い・交流できる場として賑わいます。引き続き、芝生の生育状況を確認し利用者の視点に立った芝刈りの実施、確実な防犯・害虫対策を行います。芝刈り作業は、数日前に作業予告看板を設置し、当日も利用者に作業の協力を呼びかけ、飛び石防止の草刈り機の使用、作業看板の設置、利用者の誘導を行うスタッフを配置するなど、安全を確保した上で実施します。



【実績】 令和2年度に [] と連携して [] を策定し、 [] 適切な維持管理の指針としました。

◆地域活動の場としての維持管理

本公園を地域活動の場として提供するため、活動前後の適切な管理を行うほか、様々な地域の声を反映しながら維持管理を実施します。

- ・ボランティア、保育園、学校、企業の CSR 活動、近隣福祉施設等と連携した花壇植栽
- ・定期的な園内一斉清掃（かながわアートホール、学校等）（再掲）
- ・ [] と連携した身障者目線によるバリアフリールート等の施設点検（再掲）



◆水景施設の景観確保と生物多様性にも配慮した管理

池流れの水景施設及び利用者の憩いの場として景観確保に取り組みとともに、水循環システムの定期的な設備点検・こまめな清掃での良好な水質管理に努めます。

また、カワセミが飛来し、ヤゴ等の水棲昆虫も生息する上池は、貴重な自然観察の場として生物多様性にも配慮した管理を実施するとともに、地元高校の環境学習フィールドとして提供します。



【NEW】

【令和8年度実施計画】

- 遊具施設の点検等の日常点検は目視、打診、触診により [] 実施し、事故防止に努めます。
- [] と連携し、身障者目線による施設点検のほか、園内清掃を実施します。
- 運動施設内トイレは []、園内のトイレは [] に加え繁忙期は状況に応じて実施回数を増やし、快適な環境を維持します。
- ナラ枯れの予防対策として、 [] します。
- [] を実施します。
- 再整備予定の噴水広場野外ステージの適切な維持管理を行います。
- [] 検討を行います。

< 付属書類 > 年間維持管理計画表

計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

ア 公園の特性、繁忙期・閑散期を踏まえ、より多くの利用を図るため実施方針

広場や池流れ等のオープンスペースにおいて、各エリア・施設の特性を踏まえたイベントや見どころづくりを通じて、「誰もが」そして「より多くの方」が利用・参加・活動・交流していただくよう取り組むとともに、地域団体等とより一層連携を図りながら、園内全域を活用し「スポーツ・健康」「自然・みどり」「憩い・交流」「防災」のミッションに沿って利用を促進し、本公園のさらなる活性化に取り組みます。また、管理事務所、資料展示館を情報発信拠点・交流拠点としての機能強化を図ります。

	時期	実施方針
繁忙期	4～11月及び 2～3月の 休日	・季節毎のイベント等を開催し、より多くの利用を促進 [REDACTED]
閑散期	・平日 ・冬季(特に 12～1月)	・平日：幼稚園・学校等の遠足の促進や、高齢者の活動機会の提供を継続。新たに子育て世代を対象とした取組を実施 ・12～1月：地域団体等と連携した小規模イベントの充実、新たにSDGsの普及イベントや防災意識を高めるイベントを開催 等
通年		・四季彩のプロムナードによる見どころの充実、開花情報等の発信 ・新たに園内ウォーキングコースを設定、[REDACTED]と連携した日常の健康づくりに取り組む機会の提供 ・地域団体と連携した、定期開催のわんぱくパーク、原則毎月開催の朝市の継続 ・県民提案型ギャラリーの継続 等



イ 新しい生活様式にも対応した、より多くの利用を図るための実施方針

With コロナ時代として屋外での癒し・活動意欲が高まっており、本公園においても感染拡大防止対策を徹底し安全安心な利用環境の確保に取り組んでいます。引き続き、感染拡大防止を踏まえた利用促進プログラムを企画するほか、唯一の県立運動公園としてコロナ禍における健康意識の高まりにも対応する取組を充実していきます。

各利用促進プログラムの実施にあたっては、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します(感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等)。

ウ 主な取組の実施時期、開催場所等

(ア) 主な取組、主な参加対象、予定参加者数、実施スケジュール

イベント、プログラム等	年間予定参加者数 (NEWは目標)	実施スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ウォーキング教室 NEW	50												
かるがもファミリーマラソン	3,000												
フルディックウォーキング教室	100												
ウォーキングコース設定 NEW	7,000						平日含む						
SDGsネイチャーゲームNEW	50												
花壇ボランティア活動、イベント	150				毎月第3木曜日の活動								
四季彩のプロムナード	果園者					平日含む							
プールのヤゴ救出大作戦(再掲)	50	平日											
梅まつり (イベント)	25,000											平日含む	
梅鑑賞Week (平日含む)													
みんなのパークフェス	8,000												
マルシェ	3,000												
保土ケ谷区民まつり	50,000												
わくわくわんぱくパーク	200												
遠足利用や校外学習受入	100校						平日						
七夕飾り	500			平日含む									
朝市(6～7月毎週、その他月2回)	1,300												
県民提案型ギャラリー展示	18,000					平日含む							
かながわアートホールと連携したイベント同日開催、園内演奏	果園者												
サバイバルクッキング教室 NEW	50												

(イ) 園内全域を活用した取組の実施 (以下、主な取組の開催場所)

ウォーキングコース
(例: 健脚コース約4km)

かながわアートホール

- ・ イベント共催
- ・ 園内演奏連携
- ・ 保土ケ谷区民まつり

噴水広場・
いこいの広場等
・ みんなのパークフェス

ギャラリー

- ・ 県民提案型ギャラリー展示
- ・ かながわアートホールとの展示連携

花見台広場

- ・ 花壇植栽イベント

運動広場・

いこいの広場

- ・ 保土ケ谷区民まつり

噴水広場前花壇

- ・ 花壇植栽イベント

ミニ運動広場

- ・ 朝市

にぎわい広場・池流れ・辻広場等

- ・ SDGsネイチャーゲーム
- ・ サバイバルクッキング教室

梅園・もよおし広場

- ・ 梅まつり

わんぱく広場

- ・ わんぱくパーク

エ 取組内容

(ア) 県民の健康づくりの促進



「かながわ未病改善宣言」に賛同し、地域と連携した健康増進プログラムを継続するほか、新たに、誰もが気軽に基礎体力や基礎免疫力の向上に取り組める機会を充実させます。

◆ [] と連携した健康づくり教室の開催 **【NEW】**

[] と連携し、**健康体力づくり教室、ウォーキング教室**を開催し、参加者の基礎体力や免疫力の向上を支援します。

◆ **地域と連携した健康増進プログラムの継続** (連携先は計画書 11(1)参照)

地域団体等と連携したかるがもファミリーマラソン、ノルディックウォーキング教室を継続します。

◆ **日常のウォーキングの促進による心身の健康増進** **【NEW】**

通年を通じて園内を散策される方が多いことから、**3つのウォーキングコース**(ファミリー、健脚、インクルーシブ)を設定し、**四季彩のプロムナード**や池流れ等を巡りながら、心身の健康増進を図ることができる場を提供するとともに、園内の回遊性を高めていきます。

(イ) 四季折々の自然・みどりを通じた活動の促進



市街地における身近な自然空間として、自然や花を活用した体験・活動を充実します。

◆ **自然観察を通じたSDGsの普及啓発** **【NEW】**

自然観察を通じSDGsの普及啓発に取り組むため、親子などで楽しみながら学べる「**SDGsネイチャーゲームウォークラリー**」を開催します。

◆ **自然環境や花壇を活用した活動の場の提供** **【PowerUP】**

新たに、池流れ(上池)を生物多様性に配慮した管理を行うことに合わせ、**環境学習のフィールドとしての利用を促進**します。

花壇ボランティア団体「**保土ヶ谷公園フラワーメイト**」と連携した**毎月第三木曜日を中心とした活動**や、一般公募の参加者や福祉施設と連携した**花壇植栽イベント**を継続します。



(ウ) 地域に根差した県立公園としての機能を発揮

憩い・交流



◆ **地域連携による大規模イベントの開催**

本グループが主催する「**梅まつり**」、「**保土ヶ谷キャンドルナイト**」は、地域団体等の協力を得ながら運営することで地域密着イベントとして成長してきました。引き続き、大規模イベントを地域とともに企画・実施します。

【実績】キャンドルナイト: 約4,000本のキャンドルとともに「夏をおくる」イベント。令和元年度は約1万6千人が参加。運営協力として利用団体、学校、公募ボランティア等76名に参加いただきました。



◆ **地域イベントの誘致と開催支援**

「保土ヶ谷区民まつり」の実行委員会の一員として、保土ヶ谷区をはじめ約65団体と連携し開催を継続します。また、地域主催の「朝市」、「かるがもファミリーマラソン(再計)」、「マルシェ」等が安全・円滑に実施できるよう開催支援を継続します。

◆ **子育て支援の取組充実** **【PowerUP】**

・ **親子で参加できる子育て支援イベント等の実施** **【NEW】**

子育てイベント(乳幼児・親を対象とした遊び・親同士のコミュニティづくり)等を実施し子育て世代の利用を促進します。

・ 子どもを対象とした自然の中での遊び、七夕飾りなど「あそび・体験・学び」プログラムの継続や、遠足・校外学習利用を促進します。 **【実績】**遠足や校外学習の受入れ件数 令和元年度実績: 96件

◆ **県の施策「ともに生きる社会かながわ憲章」に連動した取組の実施** **【PowerUP】**

インクルーシブな利用環境のもと、障がい者の活動機会の充実に取り組みます。

- ・ 自然観察会への参加案内の継続、新たに、花壇植栽ボランティア体験、防災訓練の参加案内
- ・ 園内カフェやイベント時の生産物販売の場の提供、新たに地元福祉施設への園内清掃の委託

- ・新たに[]と連携した園内バリアフリー施設の点検（再掲）
- ・新たにポッチャ大会及び避難訓練の開催（再掲）
- ・福祉施設等の運動会・スポーツ大会等の積極的な受入れ

【文相】令和元年度に[]のスタッフ・利用者 15 名が自然観察会に参加

（エ）防災イベントの開催【NEW】

地域の防災拠点として、横浜市等と連携した防災訓練を継続するほか、楽しみながら防災意識を醸成するため、ほどがやわくわくわんぱくパークと連携し、災害用かまど型ベンチを活用した「サバイバルクッキング教室」を実施します。



（オ）情報発信拠点、交流拠点としての管理事務所棟、資料展示館の機能強化【PowerUP】

管理事務所棟、資料展示館の機能・分担を明確化し、それぞれの施設の「情報発信拠点」、「交流拠点」としての機能強化を図ります。また、文化活動の拠点ともなる資料展示館内ギャラリーにおいて「スポーツ・みどり・文化」等をテーマとした県民提案型の展示会を継続します。

【文相】毎年、月替わりの展示会を開催：県民提案型 9 回（写真、水彩画、蘭画等）、公園出展 3 回）

管理事務所棟	資料展示館
◆総合的な情報発信拠点 ・総合受付・案内として、公園の情報 ・機能・魅力を発信 ・各ミッションの取組を発信 ◆地域におけるコミュニティの場 ・会議室 ・公園利用団体、ボランティア、自治会、ワーケーション利用 等 ・多目的スペース ・一般利用者、子育て世代 等	◆専門的な情報発信拠点 ・ギャラリー展示を通じたスポーツ、みどり、文化等に関する発信を継続 ・カフェにおける通常メニューに加え、地域産品、福祉施設生産物の販売を通じた発信（食育・フードドライブ・ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発） ・カフェにおける[]と連携した免疫力を高める食材やレシピの紹介 ◆スポーツ・みどり・文化をテーマとした交流拠点 ・ギャラリー出展者等による講習会の実施 ・近隣学校の部活動の発表の場、来場者との交流 等

（カ）文化活動の促進【NEW】

[]と連携し、みんなのパークフェスの開催、再整備予定の噴水広場野外ステージの利活用のほか、野外コンサートの開催協力など文化活動の促進に取り組めます。

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

本公園の有料施設は運動施設として、プロスポーツはもとより、市民スポーツや子ども向けの体験まで、幅広いニーズに応じた利用環境を提供し続けることが求められています。引き続き、スポーツを「する・みる・ささえる」取組により、高品質な競技環境の維持、公平平等かつより多くの方が利用するための利用調整の実施、利用にあたっての適切なサポートを行うなどサービス向上に取り組めます。また、スポーツ振興に寄与するため、トップアスリート等と連携したスポーツ教室や、施設を有効活用するためのイベントを開催します。

次期はこうした取組に加え、スポーツ・健康を巡るライフステージ毎の課題、新しい生活様式への対応など、社会環境の変化を取組に反映するほか、連携する地域団体、競技団体等と企画段階から調整を重ね、各プログラムの充実を図りながら、より多くの方に利用していただけるよう取り組みます。

また、利用者の利便性とサービス向上を図るため、利用者のニーズを的確に把握・反映しながら有料駐車場、自動販売機の運営を行います。

ア 運動施設の有料利用を促進するための取組

◆競技団体・一般利用者等の公平・平等な利用機会の提供

引き続き、安全安心な利用環境を確保し、公平・平等でより多くの方に利用いた

けるよう利用調整を行います

【実績】運動施設の利用調整

令和元年度は、一般利用約 10,000 件、団体利用約 2,500 件の利用（プール除く）がありました。膨大な利用者のニーズに応えつつ、平等な利用機会を提供するため、県予約システムを適切に運用するほか、各競技団体等が出席する「利用調整会議」等において各団体のスケジュール調整を行いました。

また、月 2 日以上、土日の一般利用日を確保しています。



◆競技団体・一般利用者等の円滑な利用サポート、混雑時の地域住民への配慮

- ・独自の受付マニュアルによる利用者、利用団体への確実かつスムーズな対応
- ・利用団体との綿密な事前調整、利用方法に合わせた準備、当日の運営サポート
- ・地域住民に配慮した大会等実施時の渋滞対策の実施

◆より多くの有料利用者の利用を促進するための取組

恵まれた競技環境を活かし、様々な競技団体のスポーツ大会や教室等を誘致するよう働きかけを行なっているため、各野球場、サッカー場、ラグビー場は、休日はほぼ全面が利用されています。また、体育館、テニスコート、プールは、平日を含め多くの利用がある施設です。**【実績】ラグビースクールの誘致** 令和元年度実績：76 回開催

次期は、特に平日の利用増を図るため、以下のとおり、企業や団体等に利用を働きかけるほか、平日半額料金を設定するなど、利用を促進します。

- ・硬式野球場：練習会場としての利用、企業等に野球大会の利用を働きかける
- ・サッカー場：天然芝の養生のため土日以外は閉場しているが、次期は芝の状況を踏まえ祝祭日の開場も検討
- ・ラグビー場、軟式・少年野球場：平日半額料金の設定（計画書 6(1)イ参照）、企業等にスポーツ大会、グラウンドゴルフ大会等の利用を働きかける

イ 運動施設を有効活用した教室・イベント等の実施

各有料施設の特性に合わせたスポーツ教室・イベント等を開催しスポーツの参加機会を拡充します。また、有料施設の有効活用として、スポーツ以外での利用機会も提供し利用を促進します。各スポーツ教室・イベント等の質を高めるため、様々な地域団体、競技団体等と連携しノウハウを共有しながら実施します。

◆プロチーム等と連携したスポーツイベントの主催（連携先：計画書 11(1)参照）

県内の高校野球の聖地である「硬式野球場」、オリンピックサッカーの公式練習会場に選定された「サッカー場」等において、プロチームやトップアスリートと連携し、主に親子を対象とし、参加者の技術レベルに合わせたスポーツ教室等を開催します。

【実績】プロ選手やクラブチーム等と連携したスポーツイベントの実施

硬式野球場：平成 30 年に [] の選手達が、県内の野球チーム所属の小学生達に技術向上やチームプレーとしての連帯感を深めてもらうことを目的に [] を開催しました。

ラグビー場：平成 29 年に [] を迎え、「ラグビー体験教室 []」を実施し、約 600 人の参加者にラグビーを楽しんでいただきました。

◆プロチーム等と連携したオープスタジアムの共催（連携先：計画書 11(1)参照）

プロチームやトップアスリートと連携し、硬式野球場、サッカー場、ラグビー場において、公式試合や練習の観戦機会を提供する「オープスタジアム」を継続します。

【実績】毎年約 4,000 人の集客効果

硬式野球場：（公財）日本ソフトボール協会主催の女子リーグ公式戦、神奈川県高校野球 OB 連合主催のマスターズ甲子園の実施 等

サッカー場：横浜 FC 等の J リーグ、日体大 FIELDS 横浜のチームの公開練習 等

ラグビー場：（公財）日本ラグビーフットボール協会と連携した 7 人制女子ラグビーの大会を開催 等

◆各種スポーツ教室、大会の開催 **【NEW】**

関係機関と連携し、「ラグビーW杯レガシーフェスタ※1」、体育館での「ほどがやポッチャ大会※2」を開催します。各団体のノウハウを持ち寄り充実したプログラムを企画・実施することはもとより、団体相互の交流の場となるよう運営します。



【大綱】令和元年度に各実行員会を発足（構成は計画書11(1)参照）。コロナ禍によりイベントは中止

※1 大学ラグビーチーム等による参加者のレベルに合わせたラグビー教室、タグラグビー体験、大学ラグビーの公式試合のオープンスタジアム等を実施

※2 24チームの参加を募り、リーグ戦を実施。試合後、参加者を対象とした避難訓練を実施

◆競技団体・学校等の活動支援、交流機会の提供

地元スポーツボランティアと連携した「ママさんバレーボール大会」、地元高校の「サッカーフェスティバル」等が円滑に運営できるよう、活動支援を継続します。また、新たな利用ニーズに応えるため、柔軟な施設運営に取り組みます。



【大綱】令和元年に硬式野球場にて、独立リーグ、アマチュア野球、マイナーリーグ等のプロ野球入団希望者を対象とした適正試験（トライアウト）の一次審査（最終審査は神宮球場）が実施されました。グループ代表は事前の準備調整、当日の車両誘導等、円滑な開催支援を行いました。

◆運動施設の多目的な利用機会の提供

引き続き、運動施設を有効に活用し、競技スポーツ以外の多目的利用を促進します。

運動施設	内 容
サッカー場	天然芝を活用した「芝生管理教室」
ラグビー場	プレー中の怪我等を想定した「救命救急講習会」 【NEW】
プール	地元保育園と連携したプール開場前の「ヤゴ救出大作戦」
体育館	「保土ヶ谷ポッチャ大会」参加者・公園スタッフでの自主避難訓練 【NEW】

イ 有料駐車場の運営

（ア）実施方針（A駐車場、B駐車場）

利用者の利便性向上のため、2か所の有料駐車場を運営します。通年を通し混雑する傾向があるため、両駐車場とも、機械と有人を併用することにより、効率的な運営を図っています。また、スポーツ大会時等の周辺道路の混雑緩和対策を継続します。

【駐車場の概要】

供用日	通年	供用時間	普通車・二輪車 5:00～23:00 大型車 8:30～17:00
収容台数	A駐車場：大型車5台 普通車220台(5台) B駐車場：大型車5台 普通車147台(2台) (カッコ内は障がい者用で内数) 臨時駐車場 運動広場：普通車410台		
利用料金	1時間まで	大型車：630円	普通車：220円
	以後30分ごと	大型車：320円	普通車：110円
	上限額	大型車：3,060円	普通車：1,020円
	二輪車は無料		

○有人（オーチースタッフ）

利用案内、場内整理、大型車の入出庫管理、清掃、売上金収納管理 等

○機械（委託）

普通車の入出庫管理（早朝・夜間含む）、リモートによる減免や緊急対応、機器点検、売上金収納管理 等

※利用料金の設定や減免の考え方は計画書6参照
委託業者への指導監督方法は計画書12(2)参照

(イ) 取組内容

◆繁忙期やイベント開催時における駐車場対応

- ・渋滞の発生が予想される場合には公共交通機関での来園をホームページ等により周知し、必要に応じ①市道に交通誘導員を配置、②道路交通情報センターへの情報提供、③市営バスへの増便依頼を実施
- ・県横浜川崎治水事務所の許可を得た上で、運動広場を臨時駐車場として活用
- ・公園ホームページ・SNSによる駐車場の混雑状況をリアルタイムに発信 **[NEW]**
- ・必要に応じてスタッフを増員し、駐車場内空きスペースへの誘導
- ・駐車場入口周辺での駐車場待ちをさせない誘導

◆多様なキャッシュレス決済への対応や、環境配慮の啓発

ウ 自動販売機の運営

- ・交通系 IC カードによるキャッシュレス決済や高額紙幣に対応した精算機の継続、さらなる利便性向上のため、多様なキャッシュレス決済の導入を検討
- ・アイドリングストップや前向き駐車をお願いする掲示物等の設置

(ア) 実施方針

公園や運動施設を利用される方のサービス向上、夏期の熱中症対策等のため、利用の多いエリアを中心にニーズに合わせた自動販売機を設置します。設置にあたっては、防犯上の配慮や直射日光を極力避けるなど環境上の配慮も行います。

(イ) 取組内容

◆利用者ニーズを考慮した販売品目（原則として 24 時間、365 日提供）

区分	内 容	設置台数	料 金
飲料	あらゆる世代から好まれる品目、運動施設利用者等向けの栄養補給、熱中症予防等	24台設置（内プール期間中3台）	110円～220円程度
アイス		4台設置（内プール期間中2台）	140円～220円程度

◆設置する自販機の機能等

あらゆる場面での利用を想定して自動販売機の機能を選択	・大規模災害発生時に、飲料を利用者に無償提供する災害支援ベンダーの設置 ・車いすでも購入しやすいバリアフリー対応機種を設置 ・利便性を考慮し、キャッシュレス対応の機種を設置
防犯システムの設置	・現金盗難防止のための各種ロックを設置 ・高頻度の現金回収の周知 ・防犯カメラや警報器の設置
転倒防止の対策	・地震等による転倒防止のため、JIS 規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保
環境に配慮した取組	・自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なリサイクル対応のものとし、取組について看板等で PR（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）

◆自販機の運営

専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託します。（商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、自販機メンテナンス等）

※料金設定は計画書 6(1)参照、委託業者への指導監督方法は計画書 12(2)参照

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、独自ツールの活用や地域・広域ネットワークを活用し、積極的な広報活動を継続します。

また、情報の種類や利用の目的、利用者層に応じて、適切な時期・手段・媒体を選定し、効率的・効果的な情報発信を行っていきます。

ア 広報・PR 活動

カテゴリ	媒体
メディアや広域のネットワークを活用した情報発信	・マスコミ：tvk、FM 横浜、神奈川新聞社等 ・情報誌：YOKOHAMA Walker、ひあ等 ・県内施設：高校野球各予選会場、スポーツ施設等 ・県の媒体：県広報紙「県のたより」、かながわ Now、PLANET かながわ 等 ・交通広告：JR 保土ヶ谷駅、相鉄星川駅 等
独自の広報ツールや所属団体を活かした情報発信	・ホームページ、SNS によるイベント、花、ギャラリー等の最新情報の発信 ・グループ代表の公園情報誌「パークナビ」（年2回発行） ・首都圏みどりのネットワーク所属団体との連携による公園情報の発信 ・イベントチラシ、ポスターの園内、グループ代表の管理公園等への配架
地域のネットワークを活用した情報発信	・公園利用団体 HP、市内の類似運動施設：試合予定や見どころ等を相互 HP で PR ・横浜ケーブルテレビ：多数のイベント情報を提供 ・タウンニュース：保土ヶ谷版にイベント情報やみどころ情報を提供 ・横浜市広報紙：「広報よこはま」への掲載依頼 ・回覧板、掲示板：地域自治体の媒体を活用した情報周知
イベント等での PR	・県立公園を対象としたフォトコンテストの開催（毎年）、入賞作品を活用した大型商業施設での写真展の開催及びオリジナルカレンダーの制作・販売 ・フォーラム等の外部イベントでの発表、展示 ・グループ代表マスコットキャラクター「コーちゃん&エンちゃん」の活用



◆ホームページ、SNSを活用した情報発信【PowerUP】

本公園の基本情報を発信するホームページは、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準拠するほか、多言語化（英語、中国語、韓国語）にも対応していきます。

また、SNS の活用として、X（旧 Twitter）等によるイベント、花の見ごろ、駐車場の混雑状況等の発信に加え、蜂の捕獲器による捕獲状況等、少し変わった情報を発信することで、新たな層に興味を持っていただくよう取り組みます。さらに、硬式野球場やサッカー場等の施設案内を Youtube での動画配信を行うことで、利用を促進します。

◆利用者層や利用目的に応じた PR（上記に加えた PR）

利用者層・利用目的	PR 方法
スポーツ・運動	市内運動施設、地元スポーツセンター、スポーツ用品店へのチラシ配架
花・みどり【NEW】	サカタのタネグループのメールマガジン等への掲載
文化【NEW】	「かながわアートホール」との相互連携による PR
働き盛り・子育て世代【NEW】	地元の企業・幼稚園・保育園への PR、スポーツセンター・スポーツ用品店へのチラシ配架、子育て世代向けのウェブサイト・横浜市教育委員会所管の「学校ポスト」の活用
障がい者【NEW】	
外国人	

イ 公園利用者数の目標値

	平成 29 年度～令和元年度の平均	目標値（令和 8 年度）
公園利用者数	791 千人	846 千人（7%増）
有料施設利用者数	481 千人	505 千人（5%増）

【令和8年度実施計画】

- 災害用かまどを活用した「サバイバルクッキング教室」を実施します。
- 硬式野球場にて親子野球教室を[]と連携し実施します。
- サッカー場にて[]等と連携したサッカー教室を実施します。
- 「ラグビーW杯レガシーフェスタ」を関係団体と連携し実施します。
- 体育館にて「ほどがやボッチャ大会」及び障がい者も参加した避難訓練を実施します。
- 横浜市スポーツ協会と連携した健康増進に関する取組を実施します。
- []地域団体等と連携した「みんなのパークフェス」の開催や、噴水広場
野外ステージの利活用に等を実施します。
- 繁忙期にホームページやSNSにて駐車場の混雑状況を発信し混雑緩和を図ります。
- 子育て支援イベント「移動図書館」を実施します。
- 体育館の夜間利用（17～21時）及びラグビー場の早朝利用（6時30分～8時30分/6月1日
～9月30日の土日祝日及び夏休み期間（7月14日～8月31日））を試行します。

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、自主事業については利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った運営を行います。

各事業の料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県横浜川崎治水事務所の許可を得て実施します。収益については、緑の普及や公園の魅力向上等を目的とした公益事業の財源とします。

また、売店・レストラン等の委託事業者と調整の上、会計時のキャッシュレス化の導入を検討します。

ア 売店・レストランの運営

(ア) 常設のカフェレストランの運営

資料展示館内の「ギャラリーカフェ」の運営を継続します。本カフェはスポーツ前後のひとときを楽しめる場所として、また、隣接するギャラリーの展示物を鑑賞しながらくつろげる空間として人気の高い施設です。オープンデッキを備えており、季節の風を感じながら飲食を楽しめ、犬連れの利用者からも好評を得ています。

新たに、「食育」や「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発を図る場としても活用します。

◆ と連携した取組 **【NEW】**

- ・食育の普及啓発を図るチラシの配架
- ・コロナ禍における健康意識の高まりに対応した、基礎免疫力を高める食材やレシピの紹介

◆ 地域のカフェとしての機能向上 **【NEW】**

- ・ と連携した生産物の販売
- ・ フードドライブの普及啓発活動の実施



通年営業(現状) 定休日は水曜日	提供品目(料金設定)
営業時間(現状) 10時～19時	パスタ、ピザ、ハンバーグ、丼物、カレー、サラダ(600～1,200円程度) コーヒー、ソフトドリンク、生ビール、ワイン等(300～600円程度)

(イ) 臨時売店の運営

硬式野球場で行われるスポーツ大会実施期間中、プール営業期間中における臨時売店の運営を継続します。利用者層に合わせた商品を提供しています。

設置場所	営業期間	提供品目	備考
硬式野球場内 売店	3～12月の各種 大会利用日	麺類、ホットドック、揚げ 物類、おにぎり、サンドイ ッチ、飲料、菓子、カップ ラーメン、アルコール類等	テイクアウトでの観戦を考慮し た商品提供
プール施設内 売店	7～8月のプー ル期間中	おにぎり、焼きそば、カッ プラーメン、菓子、アイ ス、水着等	子どもの需要やお小遣い事情を 考慮した商品提供

(ウ) ケータリングサービスの実施 **【NEW】**

現指定管理期間において、噴水広場や硬式野球場前で常設売店の運営を行っていましたが、平日を含む通年営業は採算が難しいことなどから、現在は中止しています。

これに代わり、高校野球大会開催時やウメ・サクラの開花時期等繁忙時のケータリ

ングサービスを地元飲食店や[]と連携しながら実施することを提案します。

実施場所	営業期間	提供品目（例）	備考
・噴水広場前 ・梅園 ・いこいの広場他	・高校野球大会開催期間 ・花見時期・イベント開催時 等	ホットドッグ、クレープ、スナック菓子、ソフトドリンク、アルコール類等	テイクアウトでの観戦、花見やピクニック等、対象とする利用者層を考慮した商品提供

（エ）実施体制

各店舗、サービスの運営は、それぞれの目的にふさわしい専門業者へ業務を委託（商品仕入れ、接客、販売等の運営全般）します。委託業者の選定にあたっては反社会的勢力の参入防止に努めます。

また、グループ代表が委託業者への協力要請や指導監督を下表のとおり行い、適切な運営と利用者サービスの向上に努めます。（指導監督方法は計画書 12(2)参照）

委託業者への協力依頼	委託業者の指導・監督 （報告書、現地調査等により確認）
・[] ・イベント時開催等の出店協力 ・[] ・会計時のキャッシュレス化の導入検討 等	・食品衛生責任者の配置、所管保健所の営業許可、消防署への届出等、法令遵守 ・店舗の安全衛生管理、接遇の向上 ・新型コロナウイルス対策の実施 ・営業報告等、委託契約の履行 等

イ オートテニスの運営

テニス利用者のコート待ち時間の有効利用、ファミリーや初心者体験の場として、直営でのオートテニス（2台）の運営を継続します。

また、利便性向上のため、ラケットの貸出を行います。

（ア）実施内容

営業時間	9：00～16：00	営業期間	通年（年末年始及び雨天時は休止）
設置場所	テニスコート（にぎわい広場側）横		
料金設定	使用料 1回（30球）：200円 レンタル料 ラケット：1回100円		

（イ）実施体制

- ・直営で運営し、日々の料金回収や清掃、日常点検や雨天後のコート整備などを実施
- ・小規模な不具合は直営で修繕。機器の保守点検は製造業者に委託



ウ 管理事務所等での物販

グループ代表が主催する「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を中心に構成する「入賞作品カレンダー」を公園スタッフが管理事務所販売します。（1部800円（税込））

【令和8年度実施計画】

- []と連携し、カフェにて食育の普及啓発のためのチラシ配架や、基礎免疫力を高める食材やレシピの紹介チラシを配架します。
- カフェにて、[]の普及啓発活動を行います。
- 花壇植栽イベント等において、2027国際園芸博覧会のPRを実施します。

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

ア 利用料金の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方

利用料金制度は、指定管理者に条例の「利用料金の上限額」の範囲内で料金設定の裁量を与え、利用者増・利用料金収入増を図り、維持管理経費への充当や利用者サービス向上に資する制度です。この制度の趣旨を踏まえ、周辺類似施設との料金バランスや利用者層、利用時間帯等にも配慮した上で料金を設定し、利用動向に応じた効率的な運営やサービス向上により、利用者増と利用料金収入増に努めます。

イ 利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）の考え方

(ア) 運動施設

硬式野球場、サッカー場、ラグビー場、軟式野球場、少年野球場、テニスコート、体育館、プール、卓球台の9施設について、引き続き、県条例の利用料金上限額、県都市公園施設利用規則に定める供用日・時間に基づき運営を行い、適切な維持管理経費を確保します。一方で平日の利用率が低い、ラグビー場、軟式野球場、少年野球場については、下表のとおり平日料金（半額）の設定を提案し、県の承認を得たうえで、利用者サービスと利用向上に取り組みます。

平日料金を設定する 利用料金施設			県条例の上限料金		指定管理者設定利用料金	
			区 分	料 金	区 分	料 金
ラグビー場	入場料を徴収する場合		1 日	(注 1)	1 日	(注 1)
	入場料を徴収 しない場合	全面	1 時間	11,000 円	平日：1 時間 (注 2)	5,500 円
					土日祝日：1 時間	11,000 円
		半面	1 時間	5,500 円	平日：1 時間 (注 2)	2,700 円
					土日祝日：1 時間	5,500 円
		4 分の 1	1 時間	2,750 円	平日：1 時間 (注 2)	1,350 円
土日祝日：1 時間	2,750 円					
軟式野球場			1 面 1 時間	1,070 円	平日：1 面 1 時間 (注 2)	540 円
					土日祝日：1 面 1 時間	1,070 円
少年野球場			1 面 1 時間	470 円	平日：1 面 1 時間 (注 2)	240 円
					土日祝日：1 面 1 時間	470 円

(注 1) 徴収した入場料の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額。ただし、その額が 110,000 円未満のときは 110,000 円とする。

(注 2) 7 月 14 日から 8 月末日までは、土日祝日料金とする。

(イ) 駐車場、自動販売機

駐車場の利用料金及び自動販売機の料金は、引き続き、民間も含めた類似施設や近隣施設の料金を考慮したうえで、公の施設として相応の料金を設定し、県の承認を得て行います。（駐車場の供用日、供用時間、利用料金等は計画書4(2)イ参照、自動販売機の利用時間、料金等は計画書4(2)ウ参照）

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

本公園は運動施設を中心に、子どもから高齢者、障がい者等、様々な方に利用されています。より多くの教育機関や障がい者等に利用していただくため、事業の公益性の高さや行政目的を考慮し、また、一般の利用者に対して不公平にならないよう配慮したうえで、減免の対象を決定しています。

引き続き、施設特性、利用特性に応じて策定した独自の減免基準を踏まえ、県都市公園条例第36条に基づき、県の承認を得て行います。

施設	主な減免の種類	主な対象
運動施設	全額免除	①義務教育諸学校、幼稚園・保育所、社会福祉団体が入場料を徴しないで体育行事を行う場合、②障がい者が利用する場合 等
	半額免除	上記①が入場料を徴して体育行事を行う場合 等
駐車場	全額免除	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園・保育所、社会福祉団体、地域団体等が教科や事業のため利用する場合、障がい者が利用する場合 等

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。グループ代表が長年の公園管理運営で培った接客ノウハウに加え、サカタのタネグループが直営のガーデンセンター等の運営で培ったノウハウを導入し、接客対応向上に努めます。

公園利用者がこの公園を利用して「大変良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園では、各運動施設のその日の利用状況（大会開催等）を朝礼等で全職員が共有し、利用者への適切な案内を行います。



公園スタッフが着用するユニフォーム

おもてなし五箇条

- ・笑 顔：常に明るく笑顔で対応します。
- ・挨拶：お客様に積極的に挨拶をします。
- ・身だしなみ：ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。
- ・誠 実：全職員が公園の「顔」であることを自覚し、誠意をもって対応します。
- ・丁寧：問い合わせに対し誠実かつ丁寧に回答するとともにプラスαの情報を提供します。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

◆「保土ヶ谷公園データブック」の活用

引き続き、本公園の基本情報、各施設の利用案内、園内の花情報、周辺情報、アクセス案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載したデータブックを全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

◆おもてなしバッグの携帯

コミュニケーションボード、公園パンフレット、バリアフリーマップ、飲料水、救急セット、ゴミ袋を入れた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

◆窓口での対応

運動施設等を利用される多くの方への対応について、適切な料金収受や順番待ちへの案内等、あらゆる方に対し、その方や状況に応じた案内に努めます（独自のマニュアルにより全ての受付スタッフが対応）。

【実績】運動施設の利用（受付）件数：令和元年度一般：約 10,000 件、団体約 2,500 件

◆電話やメールでの対応

運動施設の利用に関する問い合わせが多いため、事務所内に運動施設利用状況表や料金表、問合せマニュアルを掲示し、問い合わせに対して迅速・的確に案内します。また、ウメやサクラ等の開花時期には毎朝の開花状況を確認・共有し対応します。

◆情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の利用状況表、園内パソコンネットワーク上の伝言メモ）、所内会議（月1回）を活用して各大会情報やイベント、情報、維持管理作業計画、県発注の工事、管理運営上の課題等公園に関する様々な情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有し、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。

遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のし

おり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

◆ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用しただけよう、ユニバーサルなサービス※を提供します。

※詳細は計画書 7(3)に記載

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用しただけよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等のもとより、本公園では野球場以外での金属・バット使用、サッカー、ラグビー場以外での大勢でのサッカー等球技、無許可でのドローン使用なども禁止行為として案内しています。

◆利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

【利用ルールの主な項目】

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	【禁止行為】ポイ捨て、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入 【案内指導】運動施設以外での本格的な運動、犬のリード着用
施設の適正な利用方法	遊具、各運動施設、プール、軟式野球場での木製バットの限定使用等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び遊具周辺や各運動施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）。

【実績】軟式野球場「木製バット限定使用ルール」の策定（独自ルール）

軟式野球場で、打球が場外に飛来するケースが多発しており、近隣住民や来園者から防止策を検討して欲しいとの要望がありました。そのため、利用団体や県横浜川崎治水事務所と調整を行い、令和2年10月より、高校生以上については「木製バットの限定使用ルール」を運用し、関係者等と連携し、近隣住民や来園者からの要望を管理運営に反映しています。

◆利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

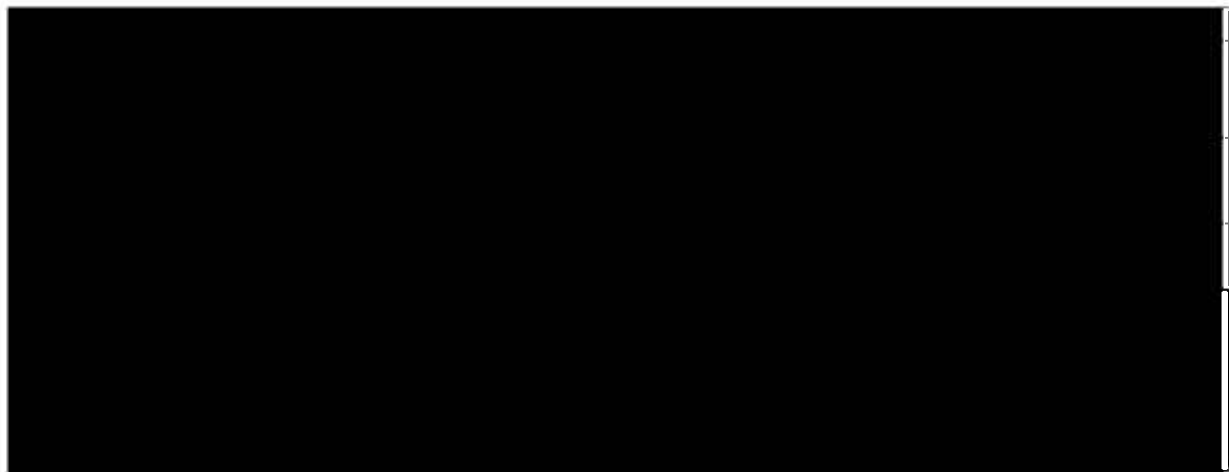
ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

◆接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

◆研修の実施

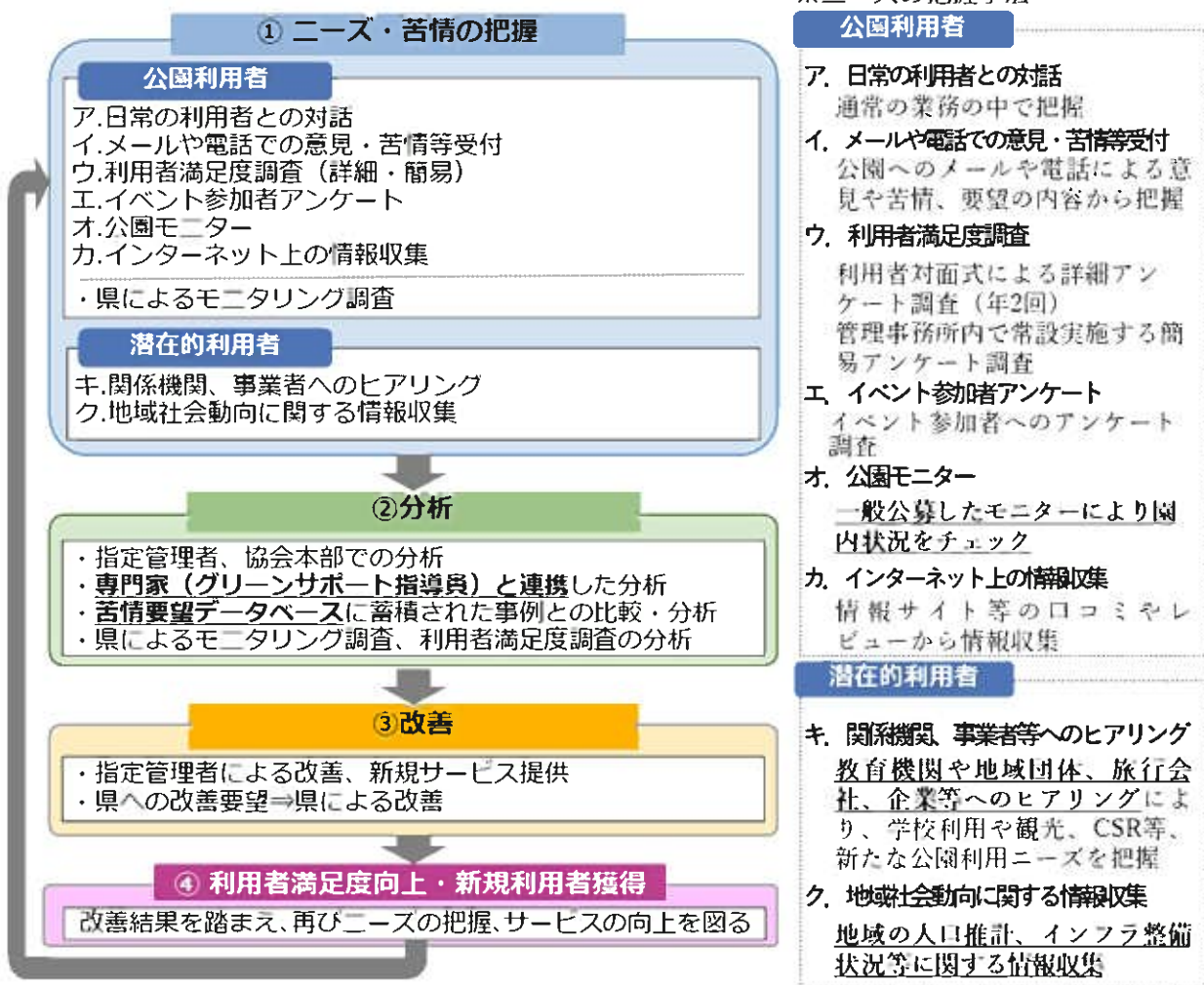




(2) サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。

※ニーズの把握手法



苦情・要望データベースの構築

グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

【実績】利用者ニーズを踏まえた運営改善の具体例

・大会時の道路渋滞に対する駐車場運営改善

高校野球県大会開催時の道路渋滞に対応するため、運動広場の臨時駐車場としての利用、交通整理員の増員や、A 駐車場に臨時出口を適宜設けるなど、周辺道路の混雑緩和に努めています。

・軟式野球場における木製バット限定使用ルール策定

近隣住民や来園者の声を反映しルールを策定しました（計画書 7（1）ウ参照）。引き続き、必要に応じてルールの見直し等に取り組みます。

・駐車場入口での事故の未然防止：B 駐車場の入出庫車が横断歩道手前で一時停止しないことがあるとの声が数件寄せられたため、一時停止線を車からより認識されやすい箇所に移設しました。

（3）外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

横浜市は外国人の受入支援を強化しており、本公園が位置する保土ヶ谷区では中国の方を中心に外国人人口が増加傾向にあります。次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、

を参考に、利用環境の向上に努めます。



自動翻訳機

ピクトグラム例

対応内容	主な取組内容
利用案内	JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置
	ホームページ、パンフレット、標識類の4ヶ国語言語対応（QRコードを活用）
	翻訳機器や翻訳アプリの導入
	英語コミュニケーションボードの設置
	管理事務所等内でのフリーWiFiの提供
安全確保	作業時の立入禁止区域のピクトグラム表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。新たに、と連携した身障者目線によるバリアフリールート等の施設点検を行います。

物理的環境への配慮

管理事務所、硬式野球場、体育館での車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／要望があった場合の園内への車両乗り入れ対応／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成

意思疎通の配慮

- ・視 覚：点字の案内看板、パンフレットの導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成
- ・聴 覚：[]による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）
- ・その他：「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に配慮／障害者の介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者も多く、日常の散歩・散策等でも多くの方が利用されるため、受付では高齢者に配慮した、丁寧な対応に努めます。

車いすの貸出／[]職員による対応／管理事務所で老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

管理事務所内の多目的スペースを中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、授乳室、おむつ交換台の設置を継続するほか、乳幼児を対象としたイベント開催を通じ親同士のコミュニティづくりを促進します。計画書4(1)エ(ウ)参照

多目的スペースに授乳室・おむつ交換台の設置／子ども用便座の貸出／小便器へ男児用の踏み台の設置

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において[]職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていたことを示す「耳マーク」を管理事務所に掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、[]ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

項目	主な指導内容
[]	・ []
手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	[]職員による対応 ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・ 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	・ 多目的スペースに基本的な手話の掲示

提案内容の実現に向けたバックアップ体制

◆本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

◆公益事業としての予算の充当

ピクトグラムの設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

◆リスクマネジメントの考え方

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的な対応への暫定措置、県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

【事故防止の観点から見た本公園の主な特性】

施設の老朽化の対応	整備後年数が経過し、各建物や設備などの老朽化が目立つ
外周部（急傾斜地）の対応	土砂災害（特別）警戒区域に指定されており、隣接した民家への影響が懸念
外周部（樹林地）の対応	大木化、高密度化による倒木・枝折れ等の、隣接した民家等への影響が懸念
遊具の安全管理	子供の利用が中心で、潜在するハザードにより大きな事故に繋がる恐れ

【本公園におけるリスク分析と対策例】

リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回 避	・倒木・土砂崩れによる人身・民家の被害 ・園路段差による事故	・巡視による枯損木、傾斜木等の早期発見と除去、 ・急傾斜地異変の早期発見、県との連携による崩落防止対策 ・巡視による早期発見と修繕
低 減	・刈払いによる飛散物 ・民家へのかかり枝	・飛散防止具の使用、飛散リスクの低い機械使用対策 ・こまめな枝下ろし剪定による、被害提言
移 転	・専門知識を有する施設の不備 ・遊具の劣化診断 ・高所作業を伴う作業	・老朽化等に伴う大規模修繕は県に要望 ・遊具メーカー等の精密点検を委託 ・専門業者への委託

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の実施等により事故の未然防止を図ります。

◆事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています。
(原則月1回)

◆定例全体会議・毎朝の作業前ミーティング等

月1回、園長・副園長・公園管理主任・グループ企業のスタッフ等による「全体会議」を開催し、本公園の管理運営に関する議論をはじめ、翌月の各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。



全体会議

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います(詳細は、計画書3(2)に記載)。

◆“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫

各運動施設、各遊具、池流れをはじめとした全園を、毎日異なる職員及び警備員が巡視し、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

◆「全国一斉施設点検パトロール」

グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検(年1回)を行い、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
運動施設	・毎日利用前にグラウンド内やコート内に石や異物、段差等がないかの点検 ・[REDACTED]段差や不陸の解消、砂やチップの敷き均しを実施
プール	・[REDACTED]の有資格者をオーチャークが配置 ・プールスタッフは営業前及び営業中の毎日、[REDACTED]を実施 ・営業中は、昼夜共に場内巡回を行い、安全管理の他、犯罪防止、水質等の衛生管理を実施 ・監視員に対し監視マニュアルにて監視の重点項目を定め、確実に実施
遊具	・日々の目視点検、週1回の触診・打診等点検、年1回の専門業者による精密点検を実施 ・異常発見時は利用を即中止し、専門業者に修理等を依頼 ・高温時はステンレス製滑り台では低温やけどの懸念があるため、状況により利用を中止 ・[REDACTED]を開催 ・利用する側も安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
園路・広場	・園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 ・[REDACTED]などを重点的に点検 ・[REDACTED]を早期除去し、転倒を防止 ・転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

(イ) 日常作業の安全確保

◆来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	・[REDACTED] ・[REDACTED]	ロータリー式刈払機
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知	
農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

◆作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認(明るく見通しがきくか)
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数(WBGT)を加味した作業計画の作成(作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む)、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具(保護メガネ、安全靴、プロテクター)の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・スズメバチ対策(ハチトラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等)の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け・後処理

◆ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回、協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

◆パトロールの充実強化

日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角を減少

(イ) 地域と一体となった防犯対策

◆公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、地域の方々にも公園の管理運営に参加いただくなど、地域で見守る公園として、犯罪を防止します。

【実績】ボランティアとの連携

本公園では、花壇管理、清掃活動等において多くの地域団体、住民が長年にわたりボランティアとして活動されてきました。活動を通じて得られた防犯・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録していただき管理に反映しています。

◆地域の関係機関(市町村、自治会、警察、消防、学校等)との連携

犯罪や事故等に関する情報について、近隣の[]や保土ヶ谷警察署、保土ヶ谷消防署、[]、近隣中学校等に提供及び共有を継続して行い、顔の見える関係を維持し、公園だけでなく地域全体の防犯にも寄与します。

子ども110番の家

子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども110番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

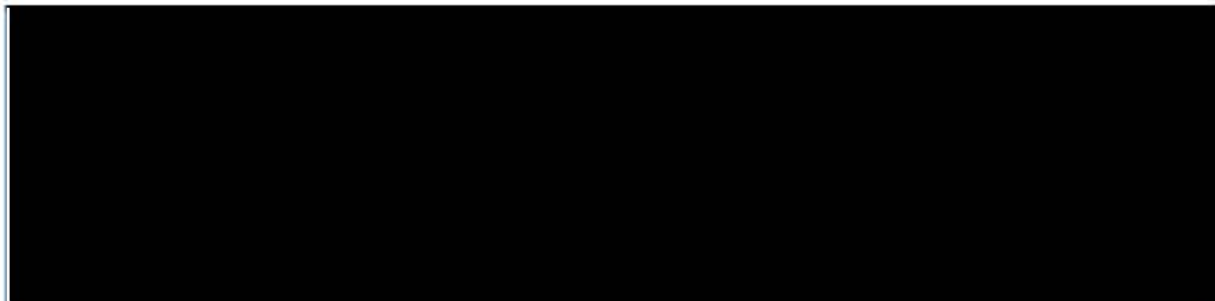
エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこ禁煙エリアの周知や喫煙マナーの啓発、火気使用禁止のルール周知徹底

- ・定期的な消防設備の点検、電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止等)を行うとともに、保土ヶ谷消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

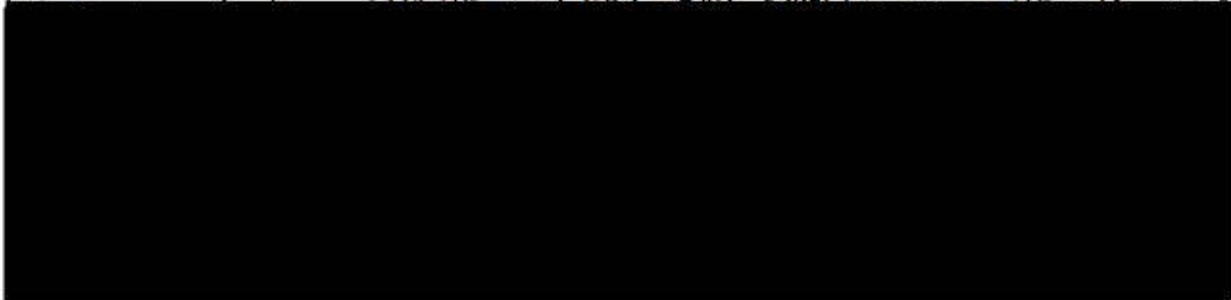
オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園は開園から 60 年以上が経過しており、全体的に樹木の大木化が進み、本公園南側傾斜地の竹林も含めて高密度化が進んでいます。また公園外周の樹林地の多くは土砂災害(特別)警戒区域に指定されています。

このような状況を踏まえ、樹林地管理の第一段階として、日常の巡視において園路沿いや外周沿い、広場周辺など来園者や近隣住民の安全確保が重要なエリアを中心に、枯損木・倒木・枯れ枝の状況や病虫害の有無を点検します。必要に応じて立入禁止措置、枝下ろし・伐採の処置はもとより、[REDACTED]との連携により、日常巡視・点検では確認しづらい腐朽、病虫害等の診断及び病虫害の防除対策等を積極的に実施します。近年では、コナラをはじめとした樹木にナラ枯れの発生が顕著なため、計画書 3(4)イにて記載したように、「カシノナガキクイムシ」の[REDACTED]を設置し、その効果により今後の対策を講じていきます。また、サルノコシカケ、ベッコウタケ、ナラタケ菌をはじめとした腐朽菌等の確認も[REDACTED]アドバイスを受け、巡視点検を実施します。

点検による異常箇所や被害箇所の規模が大きく、グループ代表では対応が困難な事項については、県横浜川崎治水事務所と協議・連携し安全管理に努めます。

今後も継続して日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風の前後には、的確な点検、応急措置、早期の対策を行い、災害の未然防止に努めます。

◆日常の点検と対応

- ・園路広場沿い・外周沿い等の枝折れ、かかり枝、枯損木等の有無の確認
- ・事故等の危険性のあるものについては早期に適切な処置(枝下ろし、伐採等)
- ・防犯上の観点から、見通しの悪いエリアの樹木間伐・切り詰め剪定等を実施

◆集中的な点検と対応

- ・近年巨大化する台風等による倒木等に備え、特に[REDACTED]

を行

- い近隣住民等へ配慮
- ・樹林地内や園路未整備部分等、日常巡視では目が届かない区域において、**緊急点検を実施し、適宜処置**
- ・急傾斜地の異変（土砂崩壊や湧水等）に伴う樹木類の倒木、崩落等にも十分留意した定期点検を実施（**緊急点検の一環として実施**）

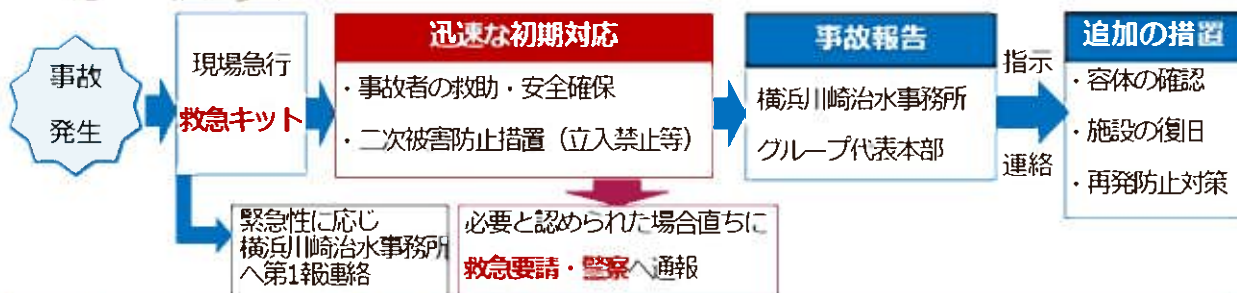
（３）事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

準備段階	事案対応段階	回復段階
・職員の対応能力確保（資格取得・研修） ・関係機関との連絡体制構築 ・対応訓練の実施	・迅速な初期対応 ・二次被害防止措置 ・関係機関へ連絡・報告	・容体確認、施設復旧 ・事例の共有（会議、事例集） ・再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに県横浜川崎治水事務所及びグループ代表本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・適宜「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案（犯罪予告、不審者等）への対応

事案の内容に応じ、関係機関と連携し、迅速に対応します。夜間等、職員不在時は、委託警備員が緊急連絡網により園長等に情報伝達し、状況に応じて緊急参集し、対応します。

犯罪予告	・速やかに横浜川崎治水事務所に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県横浜川崎治水事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに県横浜川崎治水事務所へ報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに横浜川崎治水事務所に追加報告・相談し、警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

【実例】本公園での具体的な対応例

本公園において、高校野球開催時やプール営業時などで、不審な行動をした人物を確認した際は、警察とも連携するとともに、不審者の背丈や服装等の特徴を職員間での情報共有を第一とし、場内のパトロール等に反映させています。

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

◆安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	・バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ・事務所を出て、具体的に場所の案内誘導 ・貸出用車いすの提供 ・避難時の職員介助
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	・筆談、コミュニケーションボードの活用 ・注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ・自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	・落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

◆多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
当率による危険個所があり立ち入り禁止	木が倒れています。危ないので入ることはできません。



「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。



“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例

◆避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、管理事務所の多目的スペースを救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。



オ 不祥事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

◆①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDを用いた応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的な対応

◆対応の流れ



※事象ごとの対応は別表記載

◆主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対応
園路、遊具等での転倒・怪我	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
熱中症	氷、冷却剤等の提供、屋内、日陰への誘導・搬送
ハチ刺され	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日陰への誘導・搬送
道路横断中の事故	安全な場所への誘導、意識の確認、止血等の応急処置
施設異常を伴う場合	傷病人の応急処置及び異常箇所の確認と立入禁止措置等

◆近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

職員は

しています。

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

・幼児安全法支援員の資格取得 **【NEW】**

：園長、副園長等が、子供に起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病の仕方について学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(ウ) A E Dの確実な配備

管理事務所、各運動施設内に1台ずつA E Dを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

今後も県の「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」に沿って対応していきます。

感染防止対策
3つの柱施設管理の
対策徹底利用者・住民
配慮の理解職員の
感染防止

(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項

体調が悪い時には利用を控える/時間、場所を選びゆずりあう/人と人との間をあける/小まめな手洗い/咳エチケット

維持管理の対策

遊具、ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底/受付窓口等にシート等で飛沫防止/車椅子等貸出物品は速やかに消毒/神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示



感染対策ご協力の案内

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

◆各施設共通の対応

利用者に協力を促す事項	・発熱等の症状がある場合は利用を控える ・利用前の手洗い消毒 ・人との距離を2m（最低1m）確保 ・大きな会話、密接した会話を避ける
維持管理の対応	・入口受付等に手指消毒液を設置 ・窓口等にアクリル板設置 ・利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ・人の手が触れる部分の消毒・清掃 ・小まめな換気

◆硬式野球場・軟式球場・少年野球場、サッカー場、ラグビー場、体育館、テニスコート

利用者に協力を促す事項	・咳エチケット、マスクの着用の徹底（競技中等やむを得ない場合を除く） ・更衣室・シャワー室・スタンド等の清掃・消毒
維持管理の対応	・入口（管理事務所）に非接触型体温計を設置 ・観客席の利用人数を感染拡大の状況により制限する（例：総収容数の約3割） ・更衣室・シャワー室・スタンド等の清掃・消毒

◆プール

利用者に協力を促す事項	・咳エチケット、マスクの着用（プール入水時・熱中症予防時は除く） ・人との距離を2m（最低1m）以上確保
維持管理の対応	・更衣室等に二酸化炭素濃度測定器を設置、1,000 PPMを超えた場合の利用制限 ・入場口に非接触型体温計を設置し、利用者自身で体温チェック

◆多目的スペース・会議室

利用者に協力を促す事項	・利用後の清掃・消毒（テーブル・イス・備品類・ドアノブ等）
-------------	-------------------------------

維持管理の対応	・利用は一利用あたりの上限を設定（多目的：12人、会議室A：20人 B：12人） ・空調設備や窓の開放等にて外気取入量を増やす（換気の徹底） ・机やイスの設置数を制限する ・清掃・消毒（テーブル・イス・備品類・ドアノブ等）
---------	--

◆ギャラリーcoen（展示室）

利用者に協力を促す事項	・人との距離を2m（最低1m）以上確保し、密集を避ける ・大声での会話や発生を控えたり、密接しての会話の回避
維持管理の対応	・同時時間帯の入場者が10人を超えないよう協力を呼び掛ける。 ・発熱や風邪の症状等がある方は利用の自粛を呼び掛ける。 ・入口に手指消毒剤及び非接触型体温計を設置する。

◆売店・レストラン

委託事業者には「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示し運営します。

手指消毒液の設置/会計窓口のシート設置、コイントレーの使用/密を回避したテーブル配置/発熱等の症状がある場合の利用自粛

（ウ）イベント時の対応

◆イベント共通の対応

- ・イベント参加者への検温、風邪等の症状確認
 - ・マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く）
 - ・受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示
 - ・主催者はイベント実施前後の感染リスクのある行動を回避する
- ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

◆観察会等体験イベント（例：自然観察会、公園散歩、ノルディックウォーキング等）

- ・説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ

◆屋内の体験イベント（例：園芸教室等）

- ・室内を常に換気 ・会議室を使用する場合は利用人数内の定員とする（会議室A：20人 B：12人）

◆大規模イベント（みんなのパークフェス、梅まつり等）

大規模イベントは、感染防止対策が可能な方法での開催を検討する。

- ・「保土ヶ谷キャンドルナイト」の代替とし、アートホール・地域団体等と連携した「みんなのパークフェス」を企画・実施する。
- ・約5万人が来園する「保土ヶ谷区民まつり」は、会場をラグビー場、アートホール等の施設内や広場内とすることを検討する。

※グループ代表以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとする。

◆屋外有料運動施設を使用したイベント（オープンスタジアム、芝生ヨガ教室等）

- ・主催者は、参加者同士の距離を確保し、その案内指導を行う。
（グラウンド及びスタンドでは2m（最低1m）以上の間隔を確保する）
- ・施設への入口及び受付場所は1ヶ所とする。
- ・大声での会話や応援は控えるよう案内指導する。
- ・スタンド等の施設や備品類をイベント参加者が利用した際は、主催者が消毒・清掃を行う。

◆屋内運動施設（体育館）を使用したイベント（バレーボール大会等）

- ・主催者は、適切に室内の換気を行う。
- ・主催者は利用終了後、床面及び備品類の消毒・清掃・十分な換気等の時間を設ける。

(工) 職員の感染防止対策

(体制)	・各園の安全衛生責任者(衛生責任者)を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ・職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
(対策)	・身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ・執務室の小まめな換気(毎時2回程度) ・電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い ・手指消毒の徹底
(健康状態の確認)	・出勤前の体温確認 ・朝のミーティングでの様態確認 ・発熱がある場合は必要に応じ医療機関、保健所等の診断 ・体調不良時は年休を取得し自宅療養
(働き方)	・必要に応じ1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ・ユニフォームの小まめな洗濯 ・長時間労働を避ける ・時差出勤、テレワークの導入 ・会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
(休憩スペース等の利用)	・対面での食事、会話を控える ・常時換気 ・共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県横浜川崎治水事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

【実績】利用者や周辺住民に配慮した対応事例

本公園では、国からの緊急事態措置を受け、県の方針により有料施設の利用を中止としましたが、既予約の方に対し、電話による利用中止のお知らせを迅速に対応しました。(連絡件数：1,000件以上)

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、体育館等での受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

【受入時】	【専用スペースを設けた受入れ】	【物品の備蓄】
・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用のうえ、濃厚接触を避けるために15分以内で交代	・体育館内の医務室及び会議室を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。 想定専用スペース 体育館 医務室・会議室	・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易用テント

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス 売店、イベント時の食品出店	・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後やトイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒(次亜塩素酸ナトリウム)や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備
蚊媒介感染症(ジカ熱、デング熱)	・不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去) ・注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起) ・虫よけスプレーの貸し出し(パークセンター等で貸出用のスプレーを常備)
鳥インフルエンザ	・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、県自然環境保全課に報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、県自然環境保全課に報告

【令和8年度実施計画】

令和6年に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を引き続き実施します。

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（１）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や横浜市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策についても特に入念に実施します。

[]
日頃から災害への備えを整えています。
各設備の操作方法や設定方法についてのマニュアル

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

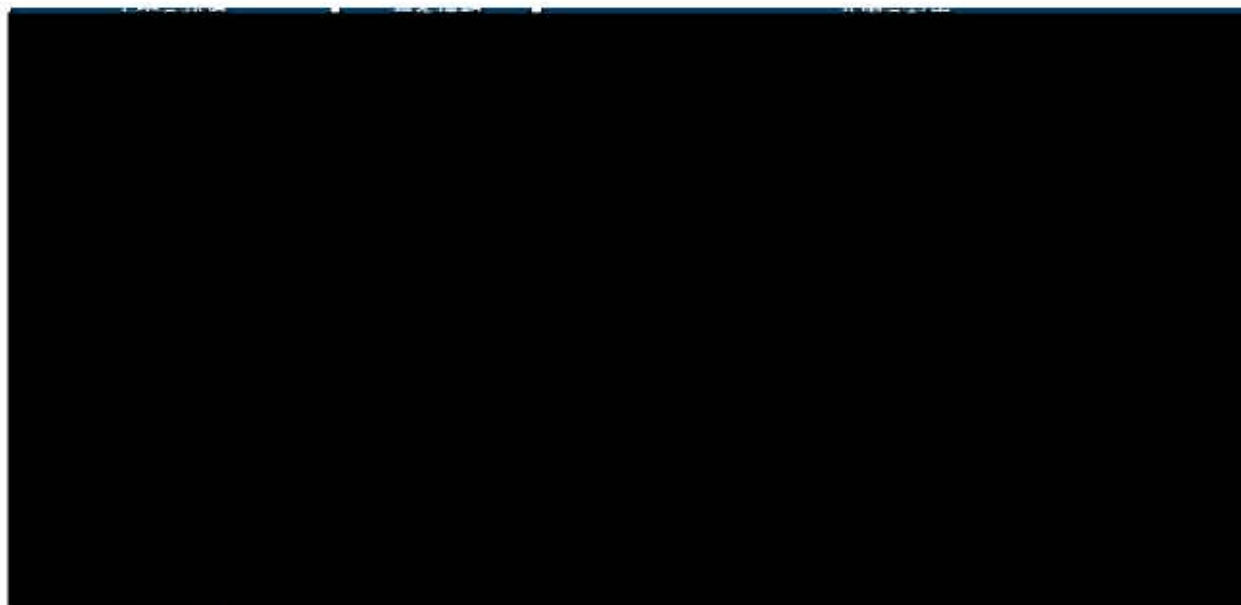
災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

（ア）異常気象等の緊急事態発生時の体制及び初期対応

◆的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や横浜市防災メール（注意報警報情報）を活用しリアルタイムな情報収集を行います。

◆タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）



◆体制の整備

非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機します。

- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集



※異常気象等の災害発生時の体制は、「計画書 8 (1) ア事故防止の体制」に基づき対応

- ・ **【NEW】**
：令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、当公園においては、対策に加え、必要な対策を講じ業務継続性を担保しました。
- ・台風の前後には、的確な点検、応急措置、早期の対策を行い、災害の未然防止に努めます。

	報されているときには、	配備し、台風接近が予
	イベント等で使用する	としても活用。台風シー
	ズン前には、	
	に設置された設備の有効活用。毎年の	
	の際に操作訓練を実施	

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

◆情報収集

アと同様の対応を行うほか、管理事務所に配備された発雷探知警報器も活用した様々なツールを用いた情報収集を行います。

◆利用者への注意喚起等

大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内及び車内への退避等と呼びかけます。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

◆情報収集

環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や横浜市防災メール等で確認します。

アラートの発表がない場合でも、定期的に暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有します。

◆事前準備

事前に危険性を確認した場合は氷や保冷剤等を多めに準備、熱中症応急セットを配備します。

◆利用者への注意喚起等

運動施設利用の受付時や園内放送により、こまめな休息や水分補給、利用の取止め等の呼びかけを行います。また、大会主催者には、参加者への注意喚起を徹底させるとともに、頻繁に参加者の体調確認を促します。

【運動施設での熱中症予防指針】

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応	
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		利用中止を呼び掛け	WBGT28℃以上の場合、熱中症予防のためのキャンセルは、 ペナルティ※の対象外とする
31℃以上危険	運動は原則中止	10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す。	
28～31℃嚴重警戒	激しい運動は中止	体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ	
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す	
21～25℃注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す	

※ペナルティの対象外：県の施設予約システムでは、直前キャンセル等が 2 回あった場合、一定期間利用できなくなるペナルティが課せられます。本公園では、熱中症予防を理由としたキャンセルの場合はペナルティの対象外となる運用を行います。

エ その他気象災害への対応

◆光化学オキシダント緊急時措置の発令時対応

光化学オキシダントの基準値以上の濃度がで検知され、光化

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

空調作業服

職員の熱中症対策として、ファンのついた空調作業服の導入を促進します。



学スモッグ注意報が発令された場合は、神奈川県環境農政局環境部よりFAXが管理事務所に送信されるため、本公園では園内放送で「運動を行う際は慎重にお願いします」という内容で利用者に呼びかけます。（警報の場合は、過度な運動を中止するよう呼びかける）

（２）公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 横浜市保土ヶ谷区で震度４発生時



◆ 配備体制

- 地震発生後 30 分以内にパトロール班を編成（勤務時間外に発生した場合による情報収集。被害発生のある場合は参集し現地確認）。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに県横浜川崎治水事務所やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める

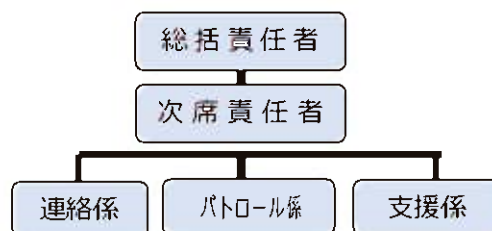
◆ 初動体制

- 園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- 負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- 危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- パトロール結果に基づき、随時県横浜川崎治水事務所に報告
- 周辺住民等の避難がある場合は、体育館などで受入れ横浜市地域防災課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 横浜市保土ヶ谷区で震度５弱以上もしくは県内で震度５強以上、大規模災害発生の場合

◆ 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- 原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応



組織的に対応

◆ 勤務時間以外の参集体制

- 園長は本公園に参集
- 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は
- 職員は参集し次第、初動体制を県横浜川崎治水事務所とグループ代表本部に報告
- 震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、県内震度６弱以上の場合、第２次体制として配備人数を増やすとともに、を設置し対応

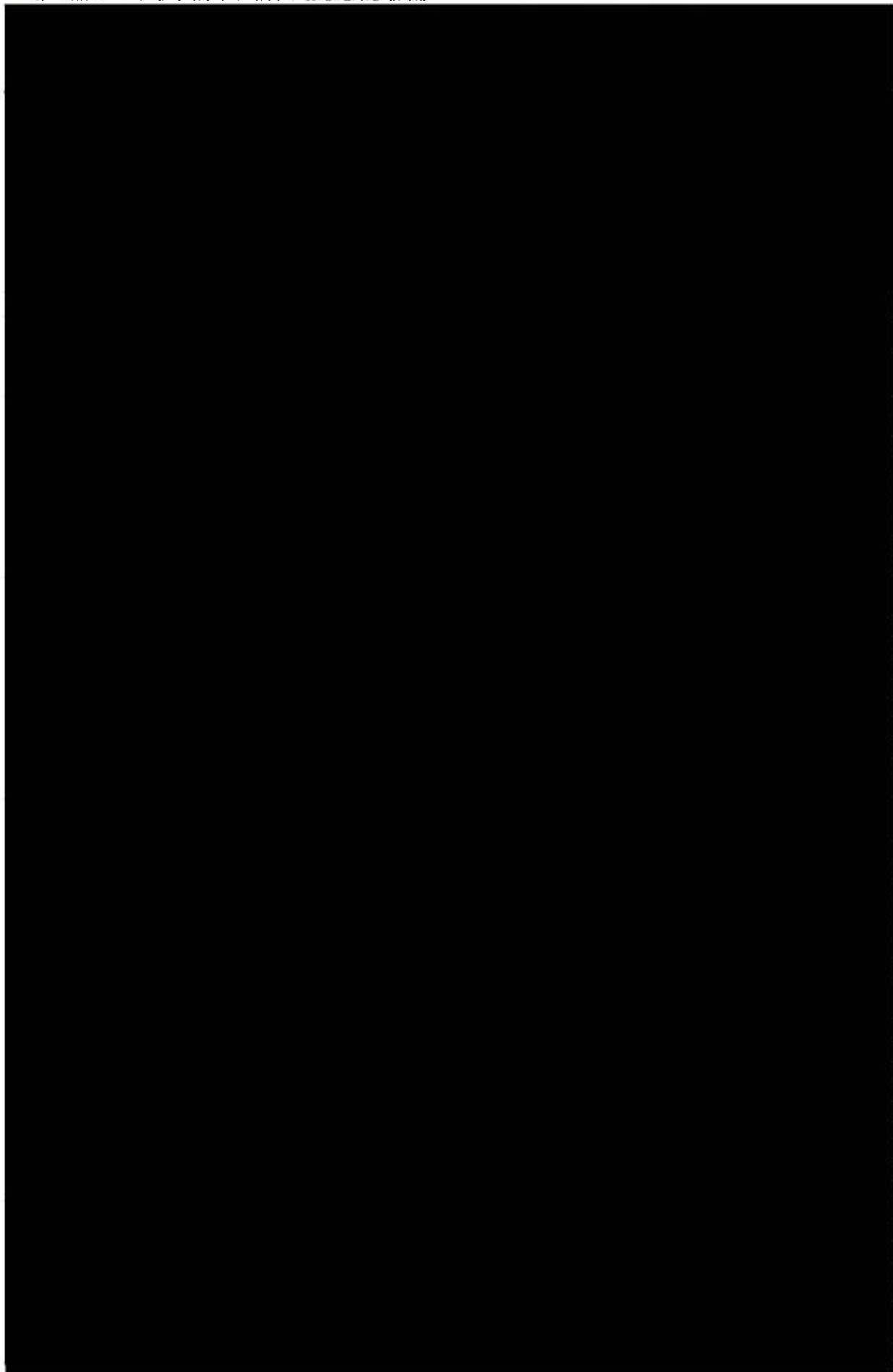
係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「保土ヶ谷公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表ののタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、保土ヶ谷区の広域避難場所に指定されており、横浜市や周辺施設の管理者との連携のもと、広域避難場所としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

★印は、県が示す「災害時対応の考え方」に即した対応を実施



◆タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	・急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確実性を向上	[redacted]
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速な各 公園の状況把握が可能 迅速な園内の状況把握	
緊急時 発災から3日間(応急対策業務)	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から横浜市地域防災課や[redacted]と築いたネットワークを活かし滞留者支援	
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、横浜市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

◆災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たにスマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への横浜市防災メール(注意報警報情報)等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

◆災害対策マップの活用と更新

災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

◆想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
管理事務所(1F、2F)	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、自家用発電機設備、蓄電池の点検
体育館	補充的避難場所	・建築物点検、照明設備動作確認
運動広場	自衛隊による救護活動拠点	・緊急車両進入路の支障物の撤去、広場不陸整正、広場周辺の植栽管理
サッカー場	ヘリコプター臨時離着陸場	・基準書に基づいた運動施設管理
プール	防火用水	・基準書に基づいた運動施設管理
防災用井戸設備	緊急時飲用水、防火用水	・ポンプ点検、滅菌機点検、清掃
ラグビー場	救援物資等一時保管場所	・基準書に基づいた運動施設管理
園内既存トイレ	トイレ	・日常清掃、巡回点検
災害用トイレ	トイレ	・定期点検、試験設置
かまどベンチ	食料の炊き出し	・定期点検、試験活用
園内放送、照明	情報伝達、照明	・日常点検、動作確認



◆施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月 1 回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

◆備品類の日常点検

- ・毎年 1 回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰所、硬式野球場倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず硬式野球場内倉庫に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

(ウ) 防災訓練・職員教育

◆防災訓練

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

【シェイクアウトプラスワン】

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・ [] 緊急連絡網の再確認
- ・ 公園での避難経路の確認

[] 災害時に適切に対応できるよう訓練する

◆職員の意識向上の取組

- ・本公園スタッフ誰もが緊急時に心肺蘇生措置を行えるよう、地元消防署職員を講師に招き、AED を活用した救急救命訓練を実施
- ・有料施設利用者が災害時において円滑・迅速かつ安全に避難できるよう、各有料施設において、本公園独自で避難訓練を実施
- ・ [] や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図る
- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、 []

[] 職員への意識付けを行う

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は丘陵地の頂部に位置し、公園外周部のほとんどが急傾斜地の樹林地となり、中には土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所もあります。大規模地震発生時は、土砂崩れやそれに伴う倒木等の恐れがあり、近隣住民に被害を及ぼすことも考えられます。

また、各運動施設について、年数が経過しているため、建物や構造物等の損傷も懸念されます。

(イ) 対応

そのため、大規模地震発生後には、初動体制が整い次第、外周部の巡視、園内建物、構造物類の点検を即座に行い、異常の有無を確認する必要があります。また、急傾斜地等は、ある程度の時間経過とともに被害が発生する事も考えられるため、発生直後の緊急点検だけでなく、定期的な経過観察も重要です。

(ウ) 地域との連携

◆近隣施設や関係団体等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃からかながわアートホールや有料施設利用団体及び消防署と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・広域避難場所である保土ケ谷公園から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に横浜市と調整
- ・定期的に震災時対応について、横浜市、地域の消防団・消防署・高野連等と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
- ・緊急車両の侵入ルートは施錠箇所もあるため、夜間は有人警備員による柵等の開放を行うなど、施設の解施錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

◆共同での訓練、体験イベント

災害時避難訓練の実施	・ []、保土ケ谷消防署と連携し、高校野球開催時の災害を想定した避難訓練及び消火訓練を実施 ・ []と合同での避難訓練を実施 ・ []と連携し、車椅子利用者と合同で、体育館利用時の震災発生を想定した避難訓練を実施
近隣住民参加型の防災啓発訓練	・ []
公園職員対象の消火訓練	・ 保土ケ谷区自衛消防隊による本公園での自主訓練の際に、公園職員が同消防隊からの研修を受け、協働で訓練を実施
イベント「ほどがやわくわくわんぱくパーク」での防災イベント	・ 楽しみながら防災意識を向上させる参加型イベント（かまどベンチ、防災トイレの点検を兼ねた活用）
シェイクアウトへの参加	・ 神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
情報伝達訓練への参加	・ 県が主催する情報伝達訓練への参加

【実績】ラグビーワールドカップ™や東京 2020 オリパラ開催に備えた

テロ対策訓練

保土ケ谷消防署と連携し、大会開催中に不審者がスタンドにて有毒物質を発生させた事を想定し、観客の避難誘導訓練を保土ケ谷消防署と合同で令和元年、2年度連続して実施しました。



テロ対策訓練

◆利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品 (食料、水)	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄
災害用トイレ	一般のトイレを利用し、断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備
衛星電話、 トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を設置
燃料等	日常の作業における植物性発生材を活用し、薪等の燃料を備蓄
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意

(オ) 災害発生時の協力等について

県横浜川崎治水事務所や横浜市地域防災課と連携し、速やかで円滑な災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された指定避難所等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

◆災害復旧への協力

災害発生時は前述の「(2)公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応」に記載した通り、適切に対応することはもとより、事態終息後において、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

◆避難所(帰宅困難者滞留)となった場合のコロナウイルス感染症対策

※計画書9(2)新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画(BCP)について

当協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書(BCP)を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

◆災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、が参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしています。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

これまで連携を強めてきた地域人材、団体・関係機関（以下「地域団体等」という。）と「ONE TEAM」となり、スポーツ・健康、花・みどり、憩い・交流、防災の各分野において協力体制をさらに発展させ、“地域と創る公園”として、公園の機能や魅力向上を図ります。地域団体等の有するノウハウを相互に活用して企画調整を行うとともに、新たな連携先との関係構築にも取り組みます。

円滑な協働事業を行うため、競技団体、福祉施設、地元スポーツ用品店、ほどがやわくわくわんぱくパークなど、イベント等に応じた連携を積極的に行い、「ともに生きるかながわ憲章」や「かながわ未病改善宣言」の趣旨に沿った取組を充実、強化します。

ア スポーツ・健康を通じた連携・協力体制

スポーツ
健康

(ア) プロチーム、トップアスリートとの連携強化 **【Power UP】**

各競技を楽しむ機会や技術力の向上を図る機会を拡充するため、スポーツ教室等の企画アドバイスや当日のコーチ役として、県内で活躍するプロチームやトップアスリート等との連携を充実します。

- ・野球：新たに [] との連携
- ・サッカー： [] との連携継続、新たに [] との連携
- ・ラグビー：新たに地元を活動拠点としている [] との連携
- ・ボッチャ：新たに地元を活動拠点としている [] との連携

【実績】プロチーム・トップアスリート等と連携したスポーツイベントの実施

実行委員会の一員として開催した「保土ヶ谷区民まつり」において、[] による「かけっこ教室」を実施しました。

(イ) 運営を通じた連携・交流機会の強化 **【NEW】**

これまで個々の競技団体等と連携したイベント等を実施してきましたが、次期は連携体制を一層深め、イベントの充実を図るとともに、構成団体の交流の場としても活用するなど、さらなる連携の強化に取り組みます。

【連携団体の一例】

- ・ラグビーW杯レガシーフェスタ（以下、連携先）

[] 等

イ [] との連携・協力体制 **【NEW】**

スポーツ
健康

日常の健康づくりを促進するため、[] に登録された講師による健康体力づくり教室、ウォーキング教室等を開催します。また、[]

[] 連携を図ります。さらには同協会とも連携したボッチャ大会等を開催します。

ウ 自治会との連携・協力体制

周辺の [] と連携し、園内避難訓練への参加、園内での日常的な園内バトロールの実施協力、自治会掲示板での公園情報の発信、自治会主催の盆踊り等の場の提供を行うなど、相互連携を継続します。



エ 企業の CSR 活動を通じた連携・協力体制

(ア) スポーツを通じた連携・協力 **【NEW】**

と連携し、新たに本公園においてサッカー教室を開催します。(再掲)

(イ) 花壇管理、美化活動を通じた連携・協力

園内の花壇植栽活動や清掃活動について、必要に応じ資材の調達や貸出、活動のアドバイスなど、活動に合わせた支援を継続します。新たに、ホームページ等において活動実績や支援内容を周知し、積極的な受入れに取り組みます。

- 【実績】**・東日本電信電話(株)かながわ支店：本公園と協働で育成したひまわりの種を、震災の復興支援として同社が参加する「福島ひまわり里親プロジェクト」に提供
・清水建設(株)横浜支店：花壇植栽活動 ・ワタミ(株)：園内美化活動



オ 学校等との連携・協力体制

本公園の周辺には多くの学校、保育園等があり、引き続き利用ニーズに合わせた活動支援や、本公園の取組に協力していただくなど、相互の連携・協力を行います。

(ア) 学校等の活動支援にかかる連携

学校等の活動の場を提供するとともに、必要な資材等の貸出、公園スタッフによる講義、広報の協力など、活動支援を継続します。

- ・天然芝の管理手法等について学ぶ教室において、日本芝草学会(家庭芝生部会)との連携を継続するほか、の発表の場を提供 **【Power UP】**
- ・学校行事、部活動の発表の場としてギャラリー等における活動を支援(実績：)
- ・池流れにおける生物多様性に関する調査研究活動を支援(予定：) **【NEW】**
- ・小学校等の環境学習の場の提供・指導の継続(実績：)
- ・保育園における「七夕のイベント」等の開催支援(資材提供等)や、園内「七夕イベント」時の園児による短冊の飾りつけ(実績：)
- ・遠足や校外学習の場としての受入れ。事前の遊具点検や各学校等の利用日が重複しないよう調整し、安全・快適な活動を支援(令和元年度実績)

【実績】学校カリキュラムである職業体験学習の場として、公園概要、SDGsの取組等の講義、維持管理作業体験等を毎年受入れ(実績：岩崎中学校、宮田中学校{各5名程度、2～3日})

(イ) 本公園の取組への協力連携

本公園が開催するイベント等への運営協力について、地元学校等への働きかけを継続します。

- ・梅まつり等のイベント運営協力、園内一斉清掃への協力(実績：)
- ・サッカー教室、芝生管理教室、みんなのパーク等イベント運営協力(実績：)
- ・園内イベント時の食育に関する普及啓発。新たにカフェにおける食育や免疫力を高める食材・レシピ等のチラシをカフェに配架等、食を通じた「未病の改善」の取組()

カ 地域の人材・団体等との連携・協力体制

(ア) 地域の大規模イベントにおける連携 **【Power UP】**

「梅まつり」、「保土ヶ谷キャンドルナイト」等の大規模イベントは、地域団体等の協力を得ながら運営することで、「地域密着イベント」として成長させてきました。既存の協力団体等と企画段階から調整を行うほか、新たな協力団体等との関係構築に取り組むなど、さらなる連携の拡充・強化に取り組みます。

【実績】大規模イベントにおける連携実績

「保土ヶ谷キャンドルナイト2019」の運営には、公園利用団体の、一般公募ボランティア等の方にご協力頂きました。「保土ヶ谷区民まつり」では、実行委員会の一員として保土ヶ谷区をはじめとの連携を行っています。引き続き、地域との良好な関係を維持します。



(イ) 地域で活動する人材・団体等の活動支援・連携の継続

- ・自然の中での遊び体験における「ほどがやわくわくおんぱくパーク」との連携
 - ・毎月の「朝市」の開催における「横浜中部地区市民朝市出店者会」との連携
 - ・ヨガ教室の開催における「地元ヨガインストラクター」との連携
 - ・かるがもファミリーマラソン大会における「保土ケ谷スポーツ推進委員連絡協議会」、「保土ケ谷区役所」との連携
 - ・マルシェ等の開催における「アヴニールリアン」との連携
 - ・園内カフェ併設の「ギャラリーCOEN」における地元アーティストとの展示連携
 - ・ギャラリー入場者間の交流機会の創出のため、出展者による体験会等の開催支援
- ※ギャラリーの出展にあたっては、[REDACTED]に基づき、公正・平等に出展者を選定します。また、展示や体験会を開催する際の支援を行います。

(ウ) [REDACTED] **【NEW】**

- ・[REDACTED]の点検を協働で実施
- ・園内で開催されるイベント等に[REDACTED]を通じた広報連携

(エ) 地元スポーツ用品店との連携強化 **【Power UP】**

地元スポーツ用品店[REDACTED]には、本公園におけるノルディックウォーク教室の実施、各種イベント時の協賛等にご協力いただいています。こうした関係性を保ちながら、新たにニュースポーツの普及啓発として、私たちとの共催により「トスペースボール大会」を開催するなど、さらなる連携強化に取り組みます。

キ 防災における連携・協力体制

(ア) 行政機関等と連携した防災機能の向上

広域避難場所、広域応援活動拠点としての機能を十分に果たすため、行政機関や近隣自治体等との間で日常的な連絡調整を図るとともに、様々な訓練に協力・参加するなど、地域と一体となった防災活動に取り組みます。

- ・県、県防災協力業者：県震災対策訓練への協力・参加
- ・横浜市（地域防災課）、保土ケ谷区（総務課）、地元自治体（[REDACTED]）、近隣住民：防災連携、広域避難場所等として各種防災訓練への協力・参加

【実績】 横浜市総合防災訓練、ヘリコプター離着陸訓練、テロ災害対応訓練等

- ・保土ケ谷消防署：自衛消防訓練、防災訓練、救命救急講習の実施

(イ) 地域や利用団体等と連携した独自の防災訓練等の実施による防災意識の向上

地域や公園利用団体等と連携し、公園利用時等を想定した防災・避難訓練を行うなど、本公園の防災機能の向上、参加者の防災意識の向上に努めます。

(ウ) 保土ケ谷警察署（花見台交番）との連携

日ごろから情報を共有し合い、必要に応じたパトロールや渋滞時の対応、大規模イベント時やプール期間中のパトロール協力等の連携を継続します。

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では花壇管理や清掃活動の維持管理ボランティア、イベント運営協力等の利用促進ボランティアなど、様々な地域団体等と連携・協働した管理を行っています。次期は、さらなる活動の活性化を図るため、地域団体等との連携強化及び育成の充実に取り組みます。

＜活動形態に合わせた育成・活動支援の充実＞

- ◆維持管理ボランティア：ボランティア研修会等を通じた管理手法、技術を学ぶ機会の提供
- ◆利用促進ボランティア：公募ボランティアの自主性、やりがい等を醸成し、継続的な参加を促進
- ◆共通：地域団体等との綿密な意見調整等を通じ、主体的な活動を促進



引き続き、グループ代表の「公園ボランティア活動要綱」に基づいた活動支援による連携・協働に取り組むとともに、公園ホームページ等において、活動に参加していただける方の募集を行います。

◆維持管理ボランティア

活動団体等	活動内容	次期の取組
フラワーメイト	花壇管理（毎月第3木曜日、年2回の花壇植栽ボランティアイベント）	・日常の活動支援の継続 ・中長期的な活動を維持するため、入会を促進する取組や活動サポートを強化※ 【Power UP】
地域団体、個人ボランティア	花壇管理、毎月の園内一斉清掃、自主清掃）	・日常の花壇管理、清掃活動の支援継続 ・園内巡視の協力

※

ホームページ・SNS等によりボランティアを募集するほか、ボランティア体験イベントの充実、運動施設利用者やイベント参加者にボランティア活動への参加を促進、地元ボランティアセンターと連携した実技研修等を通じた育成に取り組めます。



◆利用促進ボランティア

活動団体等	活動内容	次期の取組
ほどがやわくわくわんぱくパーク（再掲）	自然の中での遊び体験	自立した活動団体として、企画段階から綿密な調整を継続
スポーツイベントボランティア	ママさんバレーボール大会の開催（10月）	「運営ボランティア」を、将来の「大会事務局」となるよう育成していくための支援を継続
スポーツ・みどりボランティア	サッカー教室×芝生管理教室の開催	地元サッカーチーム、とによる運営の支援を継続
土友会、公緑会、公募イベントボランティア	梅まつり等の運営協力（2月）	事前調整や役割分担を通じて、自主性・やりがいなどを促進し、参加意欲を活動意欲に高められるよう取り組む

【実績】ボランティアの育成に向けた取組実績：次世代ボランティアの育成

次世代のボランティア育成に取り組むため、地元高校と連携した園内一斉清掃活動や、園内大規模イベント時の運営ボランティアへの参加を促進しています。さらにはと連携し、を実施しています。

◆と連携したボランティアの育成 **【NEW】**

との共同事業として、本公園において低木の刈込等の実技研修を開催するなど、本公園や地域で活動するボランティアの育成に取り組めます。

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 県内、市内の他スポーツ施設等との連携 **【Power UP】**

県立公園唯一の運動公園として、県民のスポーツ振興に資するため、県内、市内の類似施設との共同事業の開催やイベント・大会等の情報発信に取り組むなど、周辺施設との交流や連携の強化に取り組めます。

- ・市内のと連携したオリンピックレガシーとして3場が保管する関連グッズや写真展示（再掲）
- ・県内競技場や高校野球予選会場等と連携した大会情報の発信
- ・広報連携

イ との連携強化 **【Power UP】**

連携したイベント（みんなのパークフェス等）の開催や再整備予定の噴水広場野外ステージの利活用等、文化活動の促進に取り組めます。

また、美化活動や実施している避難訓練に参加する

区分	連携内容
維持管理	・公園主催の「毎月の園内一斉清掃」への参加等、美化活動における連携 【NEW】
利用促進	・共催イベントの開催（みんなのパークフェス等） ・アートホールが園内で実施する「野外コンサート」の共同開催 ・アートホールと連携した噴水広場野外ステージの利活用
防 災	・公園とアートホールがそれぞれで実施する避難訓練への相互参加 【NEW】

ウ 他の都市公園等との連携

公園の管理運営ノウハウをさらに蓄積し活用するため、グループ代表が管理運営を行っている県立都市公園、県立ビジターセンターとの連携や、すでに構築されている全国や首都圏における公園関係団体等とのネットワークを通じ、他の公園との交流・連携を継続します。

先進事例等については、必要に応じ本公園の管理運営に反映し、維持管理や利用者満足度のさらなる向上に活用します。

◆グループ代表が管理する県立都市公園、県立ビジターセンターとの連携

- ・各公園等のスタッフが出席する「利用促進担当者研修」等における情報共有
- ・グループ代表が公益事業として実施する「花とみどりのフォトコンテスト」の「入賞作品展」を、都市公園やビジターセンターでの持ち回りによる開催

◆全国、首都圏等の公園管理団体との連携

グループ代表が加盟する「全国公園協会協議会」、「首都圏みどりのネットワーク」、「県・市公園緑地協会等連絡協議会」において、様々な公園関係団体との情報交換や他公園の視察等を実施

◆「県立都市公園指定管理者連絡協議会」を通じた連携

県立都市公園指定管理者連絡協議会を通じ、他の指定管理者との広報やホームページ等の連携を継続

（４）地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能であり、業務委託を行う場合には、引き続き地域企業等への発注を原則とし行っていくます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、中小企業、非営利法人、障がい者就労支援施設にも継続的に業務を委託することにより地域連携を図ります。

ア 市内事業者、県内事業者、中小企業、NPO 等との連携

- ・専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定し、委託業者を選定（法定点検については専門業者へ委託）
- ・地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち、県内企業等へ委託
- ・地元の業者として、本公園に対する協力的な姿勢により迅速な対応が可能

【実績】地元業者による迅速な対応

休日に排水管詰まりによるトイレの使用停止 ⇒ 当日対応
夜間に電気設備の不具合により園内の街灯が消灯 ⇒ 翌日対応
自然災害による倒木により園路の通行止め ⇒ 当日対応

イ 社会福祉法人等との連携

（ア）業務委託、物品調達（再掲）

- ・可能なものについてはできる限り市内の障がい者就労支援施設等に発注（清掃委託、花苗購入、イベント時に販売するパン等の仕入等）
- ・次期指定管理期間における調達目標
指定管理期間中に 342,000 円/年（令和元年度実績 140,930 円に対し約 2.5 倍）

（イ）公園をより利用していただくための連携（再掲）

と連携し、障がいをお持ちの方の活動・交流の場としての利用をより促進します。

- ・ の点検を協働で実施

・園内で開催されるイベント等に

を通じた広報

【令和8年度実施計画】

○下記のプロチームやトップアスリートとの連携強化を図り、スポーツを楽しむ技術を磨く機会を充実します。

- ・野球：との連携
- ・サッカー：との連携
- ・ラグビー：地元を活動拠点としているとの連携
- ・ボッチャ：地元を活動拠点としている団体との連携

○障がい者へのイベント参加促進のため、との広報の連携を図ります。

○各団体等と連携した防災機能等の向上を図ります。

- ・：防災イベント実施
- ・：避難訓練等への相互参加
- ・：運動施設利用時の避難訓練
- ・：救命救急講習

○地元ボランティアセンターと協働で低木の刈込等の実技研修を開催し、地域で活動するボランティアを育成します。

○と下記のとおり連携を図ります。

- ・イベントの共同開催（みんなのパークフェス、等）
- ・公園主催の「園内一斉清掃」への参加呼びかけ
- ・公園と実施する避難訓練への参加

3 団体の業務遂行能力

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置等の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、県横浜川崎治水事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGsや「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

現地公園（公園管理事務所）の業務分担	グループ代表本部の業務分担
・県治水事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・利用料金収受、駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携等	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止対策 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

◆現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、県立都市公園の管理運営経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

◆主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [Redacted] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である“スポーツやみどりを通じて、誰もが楽しめる「ヘルシー&インクルーシブ」パーク”の実現に取り組むため、
します。また、必要に応じ、
行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

◆連絡体制

本公園において、県、県横浜川崎治水事務所、公園協会本部、サカタのタネグループ本社、オーチュー本社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。

◆情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県横浜川崎治水事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を維持し、緊急時等に備えています。

（県、県横浜川崎治水事務所）

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に努めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整有

(警察署、消防署)

- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている

(地域団体等：自治会、競技団体、ボランティア、学校、企業等)

- ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

(指定管理者内での取組)

- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有(事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知)
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換

◆現地の組織図



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

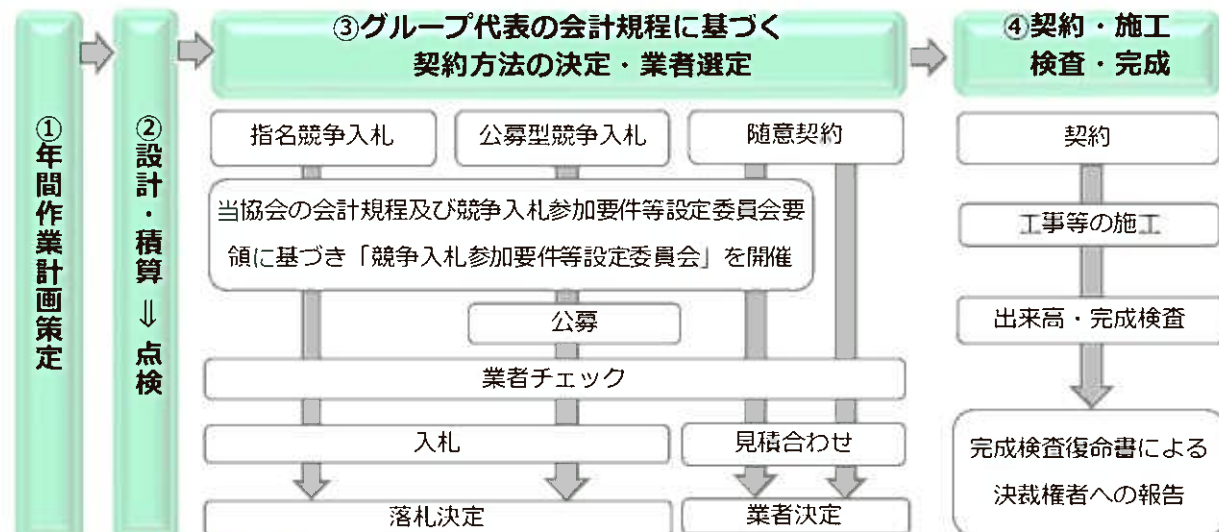
ア 委託業務の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、

障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・施工確認、作業報告書
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、劣化診断	・現地確認、作業報告書
・清掃管理	・トイレ・池流れ清掃	・利用者満足度を意識した品質確保	・現地確認、作業報告書

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然環境、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行っています。

◆職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス遵守、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力向上

◆人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	- 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 - グループ企業の先進的な管理ノウハウを活かした植物管理を共同で行い知識・技術の向上 - 新規採用者への適切な職場指導や毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主にグループ代表職員による研修) - 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修)
SD (自己啓発)	- 社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 - 異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



◆職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・**現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県横浜川崎治水事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・**公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・**パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

◆基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を行っています。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

◆時間外労働の上限規制（45時間／月、360時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務効率化の推進
- ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

◆年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

◆労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

◆取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加、「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

◆職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底



◆メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(カ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(キ) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保
（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

(ク) 労働条件審査

- ・令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

審査結果（5段階評価）：法令評価「4」（最高「5」）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」）

法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定などの施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。）

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

◆法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

◆施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

高圧受変電設備点検、受変電設備点検	200 mを超える建築物及び建築設備点検
自家用発電機設備点検、自家用発電機設備燃料タンク点検	消防法に基づく点検（屋内消火栓、自動火災報知設備、灯油地下タンク点検、誘導灯、非常放送設備、消火器等）
油圧エレベータ設備点検	空調設備点検（業務用エアコン点検）
特定建築物点検	建築物環境衛生管理点検
PCB 廃棄物保管	その他、防災用井戸に関する点検、プール水質検査等

◆労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

◆労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

◆反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

◆守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

◆文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

◆管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

◆保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円（適用回数は無制限））及びイベント保険等に参加

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献	生物多様性保全
再生可能エネルギーの導入促進： 再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用 環境負荷軽減の取組： 樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ	生態系に配慮した管理： 草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護： モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除： ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献	普及啓発の促進
ゼロエミッション： 植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入： 管理物品調達におけるグリーン購入促進	環境学習イベント： 観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携： 活動の場提供と活動支援 職員の意識向上： 内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

◆グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

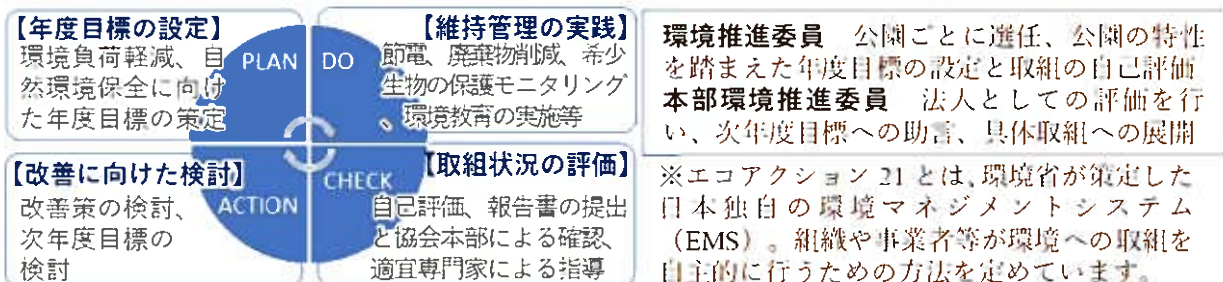
具体的な購入品：トイレトーパー・コピー用紙・文具等

◆再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



エ 本公園での具体的な取組

◆環境負荷軽減の取組

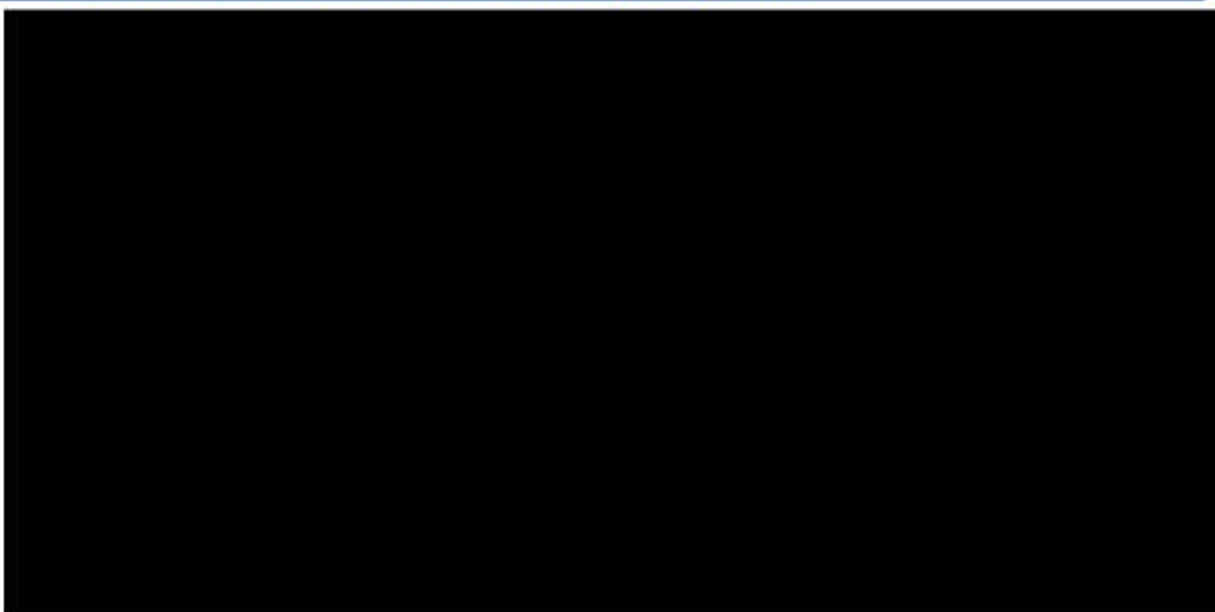
- ・全スタッフに節電、節水を周知徹底するほか、管理事務所の窓にグリーンカーテンを設置し室内温度上昇の抑制、
、節電・節水に努めている
- ・利用者への啓発として、エコドライブ等の呼びかけ、各運動施設に節水ポスターの掲示、硬式野球場のナイター利用者に対し、
の呼びかけ

◆自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・自然環境の保全の普及啓発を図るため、「ブールのヤゴ救出大作戦」、「SDGs をテーマとした観察会」等の自然教室を開催
- ・企業のCSR活動と連動した花壇づくりの実施
- ・「都市公園農業使用指針」、「病虫害雑草防除基準」に基づく、硬式野球場、サッカー場等の芝生管理
- ・地元中学校の職場体験時に本公園のSDGsの取組について説明
- ・
除草や、園内各所に
を
設置し、利用者・スタッフの
防止（年間）

（3）障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応



イ 障害者雇用促進の考え方と実績

◆障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を [] を受け入れ
- ・障がい者雇用に繋げるため [] を受け入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

◆障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。

また、グループ代表は長年 [] に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。
(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和6年度	10,500,000 円	13,557,280 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

グループ代表の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円/年

本公園においても、清掃業務の委託、園内に植栽する花苗やイベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 342,000 円/年（令和元年度実績 140,930 円に対し約 2.5 倍）

- （４）障害者差別解消法に基づく合理的な配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・公園管理事務所、硬式野球場、体育館での車いすの貸出 ・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・園内への車両乗り入れ対応	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・[]による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示(補助犬の施設利用の促進) ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり(ユニバーサルカーヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等)、本公園においても誰もが参加しやすいボッチャ大会、自然観察会等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

◆普及体制

グループ代表本部には、

職員の指導を行います。

◆職員への教育、研修

手話講習会の開催



◆利用環境の向上

- ・[]職員による窓口案内
- ・コミュニケーションツール(コミュニケーションボード、タブレット端末)の設置(再掲)
- ・電話以外の問い合わせツール(ホームページ、メール、SNS、FAX)の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(ア) 考え方

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

グループ企業の事例として、サカタのタネグループは、CSRを「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

私たちグループはCSRについて同様の考え方により実施しており、引き続き、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組めます。

(イ) 取組実績

◆グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[]で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[]に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進（[]を通じた寄附）

◆サカタのタネグループ

社業を通じてのCSR	社会貢献活動等
・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献（サンパチェンス開発等） ・緑化事業での貢献（屋上緑化、壁面緑化技術開発）	・地域社会への貢献（[]への協力） ・次世代への貢献（学校での事業、食育・花育） ・社会貢献団体への協力（骨髄バンク、ピンクリボン運動への寄付） ・地域緑化への貢献（本社公開空地） ・災害復興支援（希望のタネを撒こう）



「公民連携のあり方」講演会の開催【グループ代表】



県庁へのハンギングバスケットの展示【グループ代表】



次世代への種蒔き（学校での授業）【サカタのタネグループ】

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

グループ代表では、2017年12月のエコプロ^{※1}への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む

外務省HPリンクを承認されたジャパンロゴマーク

ステップ1 2018年～ SDGs宣言、職員の意識醸成	ステップ2 2019年～ 利用者や県民への普及	ステップ3 2022年～ 都市公園での取組加速	公園から持続可能な社会の実現へ
SDGs宣言 5月 公園管理運営の取組をSDGsと紐づけ宣言を公表、外務省WEBページのリンク認証 意識醸成 12月 県と共にエコプロ2018出展、内閣府の「地方創生SDGs官民連携フォーラム」への参画や「SDGsアワード」への応募等を通じて職員の意識醸成	第1期「かながわSDGsパートナー」登録 公園での普及活動 SDGs達成に向けた取組方針を公園ごとに作成、園内に掲示等、SDGsの意義を利用者に周知 地域等での普及活動 ・市町村への出張講座や県職員対象の研修会での発表等各方面への周知 ・県やSDGsの先進的な取組を進めている企業、大学、地域団体の協力を得て、七沢森林公園で「SDGsフェス」を開催 等々	「SDGs 積立資産」等を活用した実践 再生可能エネルギーの活用や持続可能な地域づくり、生物多様性の保全等の取組を「SDGs 推進事業積立資産」等でも活用しパートナーシップにより公園で取組促進	

※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減
再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保
環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

◆本公園での具体的な取組

- （目標9）横浜市等が主催する防災訓練等への協力・参加、横浜市消防・県高野連と連携した防災訓練の実施。防災備蓄品の点検・更新、電気自動車の配備 等
- （目標11）インクルーシブの視点に立った自然観察会、花壇植栽体験、ボッチャ大会等の開催。日常の健康づくりを促進するため、健康体力づくり教室の開催、園内ウォーキングコースの設定。子育て世代の参加・活動機会の充実のため、子育て支援の実施、親子を対象としたイベントの充実 等
- （目標15）外周植栽（樹林地）の適正な維持管理による生態系の保全、池流れにおける生物多様性に配慮した管理及び地元高校の活動の場として提供。自然観察会の開催 等
- （普及啓発）自然観察会「SDGs ネイチャーゲームウォークラリー」や地元中学校の職場体験等における普及啓発。本公園の取組について、ホームページでの発信 等

【実績】

地域での普及啓発活動実績
：「親子で学ぶSDGs入門」

からの依頼による親子向けSDGs学習講座。グループ代表がコーディネート役となり、公園で活動する市民団体によるプログラムの体験、一人一人が取り組める「SDGs」を紹介
2020年9月開催

計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の[]に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の[]に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守

個人情報の保護に関する法律及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。

2. 個人情報の適正な管理及び研修

職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。

3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得

個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。

4. 個人情報の安全管理

取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。

5. 個人情報の第三者への提供

取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6. 個人データの開示及び消去等

保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

7. 相談窓口の設置

◆個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

理事長—事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

└個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取り扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

◆個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、個人情報の保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程	・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
------------	--

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

◆厳格な個人情報の徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

◆個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

◆電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去

- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

◆ソーシャルメディアの利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めています。

- ・グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- ・本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

◆情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の中出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。